

# 1 法人県民税等に関する調

### (1) 法人県民税額等

(注) 1 「確定法人税割額」欄には、現事業年度分（令和6年2月1日から令和7年1月31日までの間に終了する事業年度分をいう。）に係る事業年度数及び確定申告税額（修正申告、更正・決定並びに確定申告及び決定のない中間申告額（既還付請求利子割額が過大である場合の納付額を除く。）を含む。）について記載した。なお、「確定法人税割額」欄のうち、「事業年度数」欄の「うち決定したもの」欄には、決定により納付した法人の事業年度数を内書し、「事業年度数」欄の「確定申告のないもの」欄には、確定申告及び決定のない中間申告分の法人の事業年度数を外書した。「税額」欄についても同様である。

2 「事業年度数」欄には、1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上し、「確定法人税割額」欄の事業年度において、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件と計上した。なお、欠損法人等納付すべき税額が発生しないものについても計上した。

3 「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額」欄は、現事業年度分に係る額を記載した。

「中間納付額の歳出還付額欄には、実際に還付したか、否かを問わず、記載が確定した額を記載した。

「均等割合」欄の「納稅義務者数」欄には、令和6年度中に現事業年度分として確定申告した者及び決定した者の合計により記載したが、当該事業年度中、同一法人において2以上の事業年度分の確定申告又は決定が行われた場合は、これらを通じて1とした。

「特別法人」とは、法人税法別表第3に掲げる法人等をいうものである。

7 「普通法人」、「特別法人」及び「合計」の行のうち「うち通算及び連結分」の各欄には、通算法人（法人税法第2条第12の7の2号に規定する通算法人をいう。）及び連結申告法人（令和2年度改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。）の各事業年度の法人税額及び連結事業年度の個別帰属法人税額（令和2年度改正前の法第23条第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。）を課税標準とする県民税について内書した。この場合において「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載

8 「公益法人等」とは、法人税法別表第1及び別表第2に掲げる法人を指す。

(2) 業種別及び分割基準別

区分	分割法人												県内法人				合計	
	本県本店分				他県本店分				小計				県内法人					
	法人 数	事業 年度 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法人税 割額	法 人 数	事業 年度 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法人税割額	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法人税割額	法 人 数	事業 年度 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法人税割額	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法人税割額	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法人税割額
電気供給業	5	5	1,426	17	11	11	150,172	2,564	151,598	2,581	152	154	3,828,161	43,282	6,815,160	120,607		
ガス供給業					20	20	2,348,769	49,869	2,348,769	49,869	4	4	122,823	547	122,823	547		
生命保険業					11	11	1,157,671	22,957	1,157,671	22,957					2,348,769	49,869		
損害保険業															1,157,671	22,957		
少額短期保険業																		
貿易保険業																		
倉庫業	2	2	33,891	559	4	4	4,468	78	38,359	637	25	25	225,528	3,720	263,887	4,357		
鉄道事業・軌道事業	1	1	18,455	498	5	5	4,054	51	22,509	549	3	3	7,370	127	29,879	676		
銀行業	2	3	739,610	13,313	11	11	4,770,365	74,523	5,509,975	87,836	1	1			5,509,975	87,836		
証券業															48,553	1,309		
製造業	16	16	1,906,376	38,954	317	323	7,432,234	144,787	9,338,610	183,741	21	21	1,814,279	23,909	11,152,889	207,650		
	72	72	335,780	5,626	267	269	857,629	17,221	1,193,409	22,847	1,342	1,364	2,965,452	35,960	4,158,861	58,807		
建設業	4	4	68,684	1,485	162	162	3,016,001	59,085	3,084,685	60,570	4	4	61,137	1,298	3,145,822	61,868		
	97	99	600,241	10,813	170	172	413,787	7,987	1,014,028	18,800	4,168	4,192	6,851,902	95,267	7,865,930	114,067		
運輸業	3	3	76,728	1,498	52	52	588,410	10,351	665,138	11,849	5	5	99,312	2,064	764,450	13,913		
通信業	40	40	167,842	2,928	110	110	225,855	4,323	393,697	7,251	641	648	553,608	7,942	947,305	15,193		
卸売・小売業	14	14	1,473,317	25,073	339	342	5,725,247	108,469	7,198,564	133,542	13	13	254,439	4,862	7,453,003	138,404		
飲食店業	171	172	1,819,908	33,311	628	632	1,634,288	31,213	3,454,196	64,524	4,750	4,800	4,855,104	72,031	8,309,300	136,555		
その他の金融・保険業	1	1	6,195	151	20	20	301,532	5,845	307,727	5,996	3	3	13,601	122	321,328	6,118		
	3	3	46,987	1,027	30	30	19,173	341	66,160	1,368	266	266	207,080	3,464	273,240	4,832		
不動産業																		
サービス業	7	7	571,914	10,967	231	237	1,812,999	36,196	2,384,913	47,163	28	28	530,613	6,861	2,915,526	54,024		
	173	173	710,570	14,094	602	605	1,662,677	30,510	2,373,247	44,604	4,509	4,537	5,314,592	66,494	7,687,839	111,098		
上記以外の事業	1	1			12	12	125,879	2,420	125,879	2,420	2	2	230,035	1,933	355,914	4,353		
	16	16	32,027	578	22	22	42,640	826	74,667	1,404	846	850	1,276,030	13,827	1,350,697	15,231		
合計	649	653	8,852,214	165,239	3,127	3,154	35,967,191	701,913	44,819,405	867,152	18,163	18,305	30,793,266	405,102	75,612,671	1,272,254		

(注) 1 令和6年度において調定した普通法人（清算法人を除く。）について記載し、連結申告法人にあっては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。  
 2 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、令和6年度において確定した法人税割額（中間申告に係る税額を除く。）に対応する法人税額又は個別帰属法人税額のうち現事業年度分について記載した。  
 3 「法人数」及び「事業年度数」欄には、令和6年度において確定申告又は決定を行った法人（欠損法人を含む。）のうち現事業年度分について記載した。  
 4 「法人税割額」欄には、令和6年度において調定した法人税割額（現事業年度分及び過事業年度分の合計額をいう。）を記載した。  
 5 業種等の区分にあたっては、電気供給業から製造業までは法人事業税の分割基準における業種等により区分し、建設業以降については、日本標準産業分類の大分類により区分した。また、「資本金1億円以上の法人」とは、事業年度末日において資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人をいい、「その他の金融・保険業」とは、銀行業、証券業、保険業以外の金融・保険業をいうものである。

(3) 資本金別法人税割額等(普通法人分)

区分 資本金別	法 人 数	うち通 算及び 連結分	課税標準となる 法人税額 又は個別帰属 法人税額		算出 法人税割額 ①	県民税の 特定寄附金 税額控除額 ②	税額控除 超過額 相当額の 加算額 ③	外国関係会社等 に係る控除対象 所得税額等相当 額又は個別控除 対象所得税額等 相当額の控除額 ④	外国税額 控除額 ⑤	仮装経理 に基づく 控除額 ⑥	利子割 の額 控除額 ⑦	租税条約 の実施に 係る 控除額 ⑧	差引 法人税割額 ①-②+③-④ -⑤-⑥-⑦-⑧	うち 通算及び 連結分 ⑨	うち 超過 課税 相当 額 ⑩	うち 通算及び 連結分 ⑪	
			うち 通算 及び 連結分	うち 通算 及び 連結分											千円	千円	
300万円未満	3,700	4	1,511,970	168	25,036	34			11				24,991	1	5,691	千円	
300万円以上1,000万円未満	9,395	8	4,770,952	16,180	60,070	11			29				60,030	461	12,096	177	
1,000万円	2,852	14	3,846,102	91,829	66,055	115			4				65,936	2,616	21,475	1,062	
1,000万円超5,000万円未満	2,336	20	10,578,574	1,084,672	189,841	271			373				189,197	24,249	74,262	10,730	
5,000万円以上1億円未満	377	18	4,086,739	725,444	111,557	195			447				110,915	14,840	47,513	6,531	
1億円	71	6	2,951,533	1,285,932	173,457	50			382				173,025	26,427	76,713	11,745	
1億円超10億円未満	60	12	4,516,778	2,536,944	127,202	17			179				127,006	53,093	56,447	23,597	
10億円					13,767				17				13,750	6,365	6,111	2,829	
10億円超50億円未満	11	2	2,871,303	598,327	87,410	998			275				86,137	14,519	38,283	6,453	
50億円					2,651				37				2,614	1,321	1,162	587	
50億円超100億円未満					80,906				731				80,175	870	35,634	387	
100億円以上	4	3	1,305,979	798,175	222,128	207			4,849				217,072	101,022	96,357	44,899	
保険業法に規定する相互会社					16,150	122			266				15,762	5,592	7,005	2,485	
合 計	18,806	87	36,439,930	7,137,671	1,176,230	2,020			7,600				1,166,610	251,376	478,749	111,482	
内訳	県内法人	18,172	68	24,427,780	4,464,727	374,763	604			7,600				374,159	79,939		
	分割法人	634	19	12,012,150	2,672,944	801,467	1,416							792,451	171,437		

(注) 1 令和6年2月1日から令和7年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人(清算法人を除く。)について記載した。

2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。

3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。

4 「法人数」欄のうち「うち通算及び連結分」欄は、法人数のうち通算法人及び連結申告法人の法人数を内書した。

5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち通算及び連結法人分」欄は、通算法人に係る法人税割額の課税標準となった法人税割額及び連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。

6 「差引法人税割額」欄のうち「うち通算及び連結分」欄には、通算法人の各事業年度の法人税額又は連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。

7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。

8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。

9 「税額控除超過額相当額の加算額」欄は、第6号様式⑨欄の金額を記載した。

10 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第36項若しくは第37項の規定により控除した額又は令和2年度改正前の法第53条第24項若しくは第25項の規定により控除した額を記載した。

11 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第38項の規定により控除した額を記載した。

12 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第49項の規定により控除した額を記載した。

13 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。

14 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第50項の規定により控除した額を記載した。

15 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(4) 資本金別法人税割額等 (全法人対象分)

区分 資本金別	法 人 数	課税標準となる法人税額 又は個別帰属法人税額 うち通算及び連結分	算出 法人税割額	県民税の 特定寄附金 税額控除額	税額控除 超過額 相当額の 加算額 ①	外国関係会社等 に係る控除対象 所得税額等相当 額又は個別控除 対象所得税額等 相当額の控除額 ④	外国税額 控除額 ⑤	仮装経理 に基づく 控除額 ⑥	利子割 額 控除額 ⑦	租税条約 の実施に 係る 控除額 ⑧	差引 法人税割額 ①-②+③-④ -⑤-⑥-⑦-⑧	うち 通算及び 連結分 ⑨	うち 超過 課税 相当 額 ⑩	うち 通算及び 連結分 ⑪	
300万円未満	4,673	4	1,733,162	168	28,625	34		28			28,563	1	6,642		
300万円以上1,000万円未満	9,566	8	4,810,062	16,180	60,446	11		29			60,406	461	12,096	177	
1,000万円	2,861	14	3,857,214	91,829	66,252	115		4			66,133	2,616	21,561	1,062	
1,000万円超5,000万円未満	2,471	20	10,658,157	1,084,672	190,705	271		373			190,061	24,249	74,468	10,730	
5,000万円以上1億円未満	411	18	4,168,746	725,444	112,501	195		447			111,859	14,840	47,839	6,531	
1億円	72	6	3,030,002	1,285,932	173,457	50		382			173,025	26,427	76,712	11,745	
1億円超10億円未満	104	12	4,594,680	2,536,944	129,038	17		179			128,842	53,093	57,264	23,597	
10億円					13,767			17			13,750	6,365	6,111	2,829	
10億円超50億円未満	26	2	3,158,490	598,327	92,864	998		275			91,591	14,519	40,707	6,453	
50億円					2,651			37			2,614	1,321	1,162	587	
50億円超100億円未満	4		42,775		83,656			731			82,925	870	36,856	387	
100億円以上	4	3	1,305,979	798,175	246,294	207		9,816			236,271	101,214	106,274	44,984	
保険業法に規定する相互会社					16,150	122		266			15,762	5,592	7,005	2,485	
合 計	20,192	87	37,359,267	7,137,671	1,216,406	2,020		12,584			1,201,802	251,568	494,697	111,567	
内訳	県内法人	19,555	68	25,347,087	4,464,727	385,754	604				385,150	79,939			
	分割法人	637	19	12,012,180	2,672,944	830,652	1,416		12,584			816,652	171,629		

(注) 1 令和6年2月1日から令和7年1月31までの間に事業年度が終了した法人（清算法人を除く。）について記載した。  
 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。  
 3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。  
 4 「法人数」欄のうち「うち通算及び連結分」欄は、法人数のうち通算法人及び連結申告法人の法人数を内書した。  
 5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち通算及び連結法人分」欄は、通算法人に係る法人税割額の課税標準となった法人税割額及び連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。  
 6 「差引法人税割額」欄のうち「うち通算及び連結分」欄には、通算法人の各事業年度の法人税額又は連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。  
 7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。  
 8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。  
 9 「税額控除超過額相当額の加算額」欄は、第6号様式⑨欄の金額を記載した。  
 10 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第36項若しくは第37項の規定により控除した額又は令和2年度改正前の法第53条第24項若しくは第25項の規定により控除した額を記載した。  
 11 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第38項の規定により控除した額を記載した。  
 12 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第49項の規定により控除した額を記載した。  
 13 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。  
 14 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第50項の規定により控除した額を記載した。  
 15 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(5) 利子割額

種類	税額	課税支払額	非課税支払額	左のう住る者に係る額	納申告書	入数
公社債利子等	千円	千円	千円	千円	枚	
特定公社債以外の公社債の利子	16	315	5			
銀行預金利子	87,453	1,792,755	282,498	38		
銀行以外の金融機関の預貯金利子	17,663	378,882	45,650			
勤務先預金等の利子	54,873	1,097,983	1,411			
合同運用信託の収益の分配						
公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配		2	3			
郵便貯金利子	2	67				
国外一般公社債等の利子等	6	125				
財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	812	18,336	28			
私募公債の収益の分配						
公債の収益の分配						
私債の収益の分配						
私債の収益の分配						
私債の収益の分配						
金融類似商品						
懸賞金付預貯金等の懸賞金等	1,217	24,344				
定期積金の給付補てん金	367	7,770				
掛金の給付補てん金						
抵当証券の利息						
貴金属等の売戻し条件付売買契約の利益						
外貨建預貯金等の為替差益						
一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	801	16,018				
小計	2,385	48,132	4			
その他						
合計	163,210	3,336,597	329,599	38	3,266	

(注) 1 令和6年度に調定したものについて、利子等の種類別に記載した。  
 2 「非課税支払額」欄には、法第25条の2に規定する非居住者が支払を受ける利子等のほか、利子割が課されないものについて記載した。  
 3 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(6) 利子割の特別徴収義務者等

区分	特別徴収義務者数	営業所数
銀行等	8	185
信用金庫等	7	87
農林中央金庫等	15	74
証券会社	4	5
保険会社等	20	42
社内預金実施企業	24	39
その他の金融機関等	51	52
合計	129	484

(注) 1 令和7年3月31日現在における利子割の特別徴収義務者数及びその営業所等の数について記載した。

2 「銀行等」とは、日本銀行、都市銀行、外為専門銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、ゆうちょ銀行及び外国銀行をいうものである。

3 「信用金庫等」とは、信金中央金庫、信用金庫、商工組合中央金庫、全国信用共同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会及び労働金庫をいうものである。

4 「農林中央金庫等」とは、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び全国共済農業協同組合連合会をいうものである。

5 「保険会社等」とは、生命保険会社及び損害保険会社をいうものである。

6 「その他の金融機関等」とは、上記2～5及び証券会社、社内預金実施企業以外の金融機関等をいうものである。

7 「営業所数」欄には、法第24条第8項に規定する営業所等のうち実際に特別徴収の事務を行うものの数を記載した。

(7) 配当割

種類	税額	支払金額			納入申告書数
		課税分	還付税額	非課税等分	
上場株式等の配当等	千円 198,598	千円 3,972,781	千円 5,350,515		
投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の配分	14,167	285,437	3,784,536		
特定投資法人の投資口の配当等					
特定目的信託の社債的受益証券の剩余金の配分のうち公募のもの					
特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金	3,487	69,768	411,419		
源泉徴収選択口座内配当等	729,925	15,450,246	843,106	1,026,751	
合計	946,177	19,778,232	843,106	10,573,221	6,613

(注) 1 令和6年度に調定したものについて、配当割の種類別に記載した。  
 2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の8様式の「課税(11)」欄及び第12号の14様式の「課税(11)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。  
 3 「支払金額」のうち「還付税額」欄には、第12号の14様式の「還付税額(12)」欄の額を記載した。  
 4 「支払金額」のうち「非課税等分」欄には、第12号の8様式の「非課税等(12)」欄及び第12号の14様式の「非課税等(13)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。  
 5 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(8) 株式等譲渡所得割

種類	税額	支払金額			納入申告書数
		課税分	還付税額分	非課税等分	
特定株式等譲渡所得	千円 1,156,858	千円 30,586,913	千円 7,448,242		360

(注) 1 令和6年度に調定したものについて記載した。  
 2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の11様式の「課税(11)」欄の「支払金額」の項の額を記載した。  
 3 「支払金額」のうち「還付税額分」欄には、法第71条の51第3項の規定により還付した額に対応する支払金額（第12号の11様式の「還付税額(12)」欄の「支払金額」の項の額）を記載した。  
 4 「支払金額」のうち「非課税等分」欄には、第12号の11様式の「非課税等(13)」欄の支払金額の項の額を記載した。  
 5 「納入申告書数」欄には、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で記載した。

## 2 個人事業税に関する調

### (1) 第一種事業

種別	課税人員			所得金額				事業主控除額 ②	差引課税所得金額 ①-②	種別	課税人員			所得金額				事業主控除額 ②	差引課税所得金額 ①-②
	所得税 課税者	所得税 失格者	計	所課 得税 者	得税 失 格 者	所得 税 者	計 ①				所課 得税 者	所得税 失格者	計	所課 得税 者	得税 失 格 者	所得 税 者	計 ①		
物品販売業	人 635	人 43	人 678	千円 3,632,394	千円 164,644	千円 3,797,038	千円 1,937,451	千円 1,859,587	問屋業	人 1	人 1	人 1	千円 3,896	千円 3,896	千円 2,900	千円 996			
保険業									両替業										
金銭貸付業	1		1	6,031		6,031	2,900	3,131	公衆浴場業	2		2	11,086		11,086	5,800	5,286		
物品貸付業	14		14	74,643		74,643	40,600	34,043	演劇興行業										
不動産貸付業	1,543	26	1,569	10,236,174	85,550	10,321,724	4,524,971	5,796,753	遊技場業	4	1	5	30,775	4,255	35,030	14,500	20,530		
製造業	461	40	501	2,551,252	153,037	2,704,289	1,426,808	1,277,481	遊覧所業	1		1	3,028		3,028	2,900	128		
電気供給業	17		17	61,771		61,771	46,159	15,612	商品取引業										
土石採取業									不動産売買業	6		6	45,056		45,056	17,400	27,656		
電気通信事業									広告業	12	1	13	59,534	2,969	62,503	37,700	24,803		
運送業	126	4	130	553,463	14,516	567,979	369,512	198,467	興信所業										
運送取扱業									案内業	5	1	6	31,381	3,369	34,750	16,675	18,075		
船舶定期場業									冠婚葬祭業	5		5	64,018		64,018	13,050	50,968		
倉庫業									合計	4,789	239	5,028	28,600,978	923,842	29,524,820	14,434,066	15,090,754		
駐車場業	14		14	59,484		59,484	40,600	18,884											
請負業	1,424	84	1,508	8,462,416	337,721	8,800,137	4,344,692	4,455,445											
印刷業	5		5	31,466		31,466	14,500	16,966											
出版業																			
写真業	12	3	15	56,726	10,647	67,373	43,500	23,873	種別										
席貸業									課税人員										
旅館業	25	1	26	115,150	4,243	119,393	75,400	43,993	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円			
料理店業	63	1	64	329,378	3,549	332,927	180,527	152,400	畜産業	4		4	33,747		33,747	11,600	22,147		
飲食店業	319	27	346	1,741,028	111,252	1,852,280	984,554	867,726	水産業	5	1	6	38,386	3,886	42,272	17,400	24,872		
周旋業	14		14	87,989		87,989	40,600	47,389	薪炭製造業										
代理業	78	6	84	342,213	24,194	366,407	241,667	124,740	合計	9	1	10	72,133	3,886	76,019	29,000	47,019		
仲立業	3		3	14,522		14,522	8,700	5,822											

(3) 第三種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額				事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所 得 税 課 税 者	所 得 税 失 格 者	計	所 課 得 税 者	所 失 得 格 税 者	所 得 税 者	計 ①		
医 業	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
医 業	143		143	1,337,111		1,337,111		411,801	925,310
歯 科 医 業	54		54	428,943		428,943		155,875	273,068
薬 剤 師 業	2		2	10,956		10,956		5,800	5,156
あん摩等の事業	22	3	25	103,978	11,275	115,253		72,500	42,753
獣 医 業	31		31	319,169		319,169		89,900	229,269
装 蹄 師 業	1		1	4,735		4,735		2,900	1,835
弁 護 士 業	56	2	58	743,385	11,676	755,061		166,025	589,036
司 法 書 士 業	62	1	63	581,952	5,411	587,363		182,700	404,663
行 政 書 士 業	18	1	19	177,786	5,359	183,145		55,100	128,045
公 証 人 業	3		3	22,549		22,549		7,250	15,299
弁 理 士 業	3		3	14,431		14,431		8,700	5,731
税 理 士 業	133		133	1,442,066		1,442,066		379,901	1,062,165
公 認 会 計 士 業	12		12	164,221		164,221		34,800	129,421
計 理 士 業									
社会保険労務士業	64		64	456,240		456,240		184,634	271,606
コンサルタント業	92	6	98	597,436	21,198	618,634		284,200	334,434
設計監督者業	94	2	96	514,707	7,204	521,911		276,950	244,961
不動産鑑定業	2		2	12,222		12,222		5,800	6,422
デザイン業	52	7	59	256,053	28,194	284,247		167,234	117,013
諸芸師匠業	48	7	55	207,335	24,614	231,949		156,359	75,590
理 容 業	46	7	53	205,795	23,709	229,504		148,867	80,637
美 容 業	178	31	209	742,939	121,048	863,987		593,296	270,691
クリーニング業	5		5	27,403		27,403		14,500	12,903
公衆浴場業	1		1	4,950		4,950		2,900	2,050
歯科衛生士業									
歯科技工士業	35	5	40	154,316	19,100	173,416		114,309	59,107
測 量 士 業	14	1	15	105,219	5,127	110,346		43,500	66,846
土地家屋調査士業	48	2	50	382,687	9,898	392,585		145,000	247,585
海事代理士業	1		1	4,369		4,369		2,900	1,469
印 刷 製 版 業									
合 計	1,220	75	1,295	9,022,953	293,813	9,316,766		3,713,701	5,603,065

(注)1 いざれも令和5年の年中における事業の所得に対して課税した令和6年度の個人事業税（減免により税額がなくなったものを除く。）について記載した。

なお、令和6年の年中に事業を廃止した者に対して令和6年度において課税したものも含まれている。

2 2以上の事業を兼業する者については、主たる業種欄に記載した。

3 「所得金額」欄には、社会保険診療等に係る非課税所得分を控除した額を記載した。

4 2以上の都道府県に分割して事業を行う個人については、本県に主たる事務所又は事業所を有する者について記載した。

#### (4) 分割個人の所得金額

区分	本 県 本 店 分					他 県 本 店 分	
	課税人員	課 税 標 準 額			計	課税人員	分割を受けた 課税標準額
		本 県 分	他 県 分				
第一種事業	人 2	千円 576		千円 576	千円 576	人 4	千円 12,703
第二種事業							
第三種事業						人 4	千円 9,846
計	2	576		576	576	8	22,549

#### (5) 事業専従者

区分	青 色 申 告				白 色 申 告				計			
	納税 者数 (1)	左のうち専従者控除を受けた納税者数 (2)	専従者数 (3)	給与額 (4)	納税 者数 (5)	左のうち専従者控除を受けた納税者数 (6)	専従者数 (7)	控除額 (8)	納税 者数 (1)+(5)	左のうち専従者控除を受けた納税者数 (2)+(6)	専従者数 (3)+(7)	給与額 (4)+(8)
第一種事業	人 4,158	人 1,584	人 1,971	千円 3,796,526	人 870	人 178	人 207	千円 159,150	人 5,028	人 1,762	人 2,178	千円 3,955,676
第二種事業	8	6	11	43,609	2				10	6	11	43,609
第三種事業 あん摩業 等以外 あん摩等	1,180	499	559	1,285,818	89	23	34	25,060	1,269	522	593	1,310,878
合 計	5,369	2,103	2,557	5,156,369	964	201	241	184,210	6,333	2,304	2,798	5,340,579

## (6) 個人の所得階層別

区分	300万円以下		300万円超 310万円以下		310万円超 320万円以下		320万円超 330万円以下		330万円超 340万円以下		340万円超 350万円以下		350万円超 360万円以下		360万円超 370万円以下		370万円超 380万円以下		
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
第一種事業	所得税課税者	人 191	千円 548,873	人 149	千円 454,259	人 191	千円 598,486	人 157	千円 506,775	人 148	千円 491,472	人 148	千円 509,741	人 137	千円 481,345	人 124	千円 452,221	人 128	千円 477,221
	所得税失格者	人 16	千円 46,112	人 14	千円 42,731	人 20	千円 60,140	人 6	千円 19,463	人 13	千円 40,417	人 13	千円 42,316	人 17	千円 58,229	人 10	千円 36,620	人 11	千円 38,089
	計	人 207	千円 594,985	人 163	千円 496,990	人 211	千円 658,626	人 163	千円 526,238	人 161	千円 531,889	人 161	千円 552,057	人 154	千円 539,574	人 134	千円 488,841	人 139	千円 515,310
第二種事業	所得税課税者																		
	所得税失格者																		
	計																		
第三種事業	所得税課税者	人 37	千円 104,600	人 46	千円 140,356	人 28	千円 88,287	人 43	千円 136,230	人 37	千円 124,362	人 38	千円 128,265	人 35	千円 123,106	人 34	千円 124,065	人 28	千円 104,936
	所得税失格者	人 7	千円 20,752	人 3	千円 9,077	人 3	千円 9,444	人 4	千円 12,992	人 7	千円 23,481	人 2	千円 6,877	人 2	千円 7,060	人 2	千円 7,309	人 2	千円 7,466
	計	人 44	千円 125,352	人 49	千円 149,433	人 31	千円 97,731	人 47	千円 149,222	人 44	千円 147,843	人 40	千円 135,142	人 37	千円 130,166	人 36	千円 131,374	人 30	千円 112,402
業	所得税課税者	人 2	千円 5,943	人 1	千円 3,002	人 1	千円 3,126	人 1	千円 3,300	人 2	千円 6,693					人 1	千円 3,693	人 2	千円 7,479
	所得税失格者															人 1	千円 3,514		
	計	人 2	千円 5,943	人 1	千円 3,002	人 1	千円 3,126	人 1	千円 3,300	人 2	千円 6,693					人 1	千円 3,514	人 1	千円 3,693
合計	小計	人 46	千円 131,295	人 50	千円 152,435	人 32	千円 100,857	人 48	千円 152,522	人 46	千円 154,536	人 40	千円 135,142	人 38	千円 133,680	人 37	千円 135,067	人 32	千円 119,881
	所得税課税者	人 230	千円 659,416	人 196	千円 597,617	人 220	千円 689,899	人 201	千円 646,305	人 187	千円 622,527	人 186	千円 638,006	人 172	千円 604,451	人 159	千円 579,979	人 158	千円 589,636
	所得税失格者	人 23	千円 66,864	人 17	千円 51,808	人 23	千円 69,584	人 10	千円 32,455	人 20	千円 63,898	人 15	千円 49,193	人 20	千円 68,803	人 12	千円 43,929	人 13	千円 45,555
	計	人 253	千円 726,280	人 213	千円 649,425	人 243	千円 759,483	人 211	千円 678,760	人 207	千円 686,425	人 201	千円 687,199	人 192	千円 673,254	人 171	千円 623,908	人 171	千円 635,191

(注) 1 事業主控除前の年所得金額により所得階層別に区分した。

2 中途開廃業者については、その所得を年所得に換算した額の所得階層区分欄に人員及び実績額を記載した。

3 「第三種事業」中、「あん摩業等」とは、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業等税率3%の適用を受ける事業をいうものである。

区分	380万円超 390万円以下		390万円超 400万円以下		400万円超 500万円以下		500万円超 600万円以下		600万円超 700万円以下		700万円超 1,000万円以下		1,000万円超		合計			
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額		
第一種事業	所得税課税者	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	
	所得税失格者	116	439,274	119	466,458	962	4,272,489	647	3,502,151	457	2,918,630	644	5,285,061	471	7,196,522	4,789	28,600,978	
	計	13	47,525	11	43,640	65	282,169	13	66,527	12	63,417	5	36,447	239		923,842		
第二種事業	所得税課税者					5	21,854					1	7,525	3	42,754	9	72,133	
	所得税失格者	1	3,886			5	21,854					1	7,525	3	42,754	1	3,886	
	計	1	3,886			5	21,854					1	7,525	3	42,754	10	76,019	
第三種事業	あん摩業等以外のもの	所得税課税者	36	138,518	24	94,547	194	869,407	135	740,139	88	554,476	176	1,425,706	218	4,017,240	1,197	8,914,240
		所得税失格者	6	22,964	5	19,756	19	75,546	6	31,734	2	12,043	2	16,037			72	282,538
	計	42	161,482	29	114,303	213	944,953	141	771,873	90	566,519	178	1,441,743	218	4,017,240	1,269	9,196,778	
合計	あん摩業等	所得税課税者	2	7,706			4	18,329	1	5,461	2	12,273	4	31,708			23	108,713
		所得税失格者	1	3,845	1	3,916										3	11,275	
	計	3	11,551	1	3,916	4	18,329	1	5,461	2	12,273	4	31,708			26	119,988	
業	小計	45	173,033	30	118,219	217	963,282	142	777,334	92	578,792	182	1,473,451	218	4,017,240	1,295	9,316,766	
	所得税課税者	154	585,498	143	561,005	1,165	5,182,079	783	4,247,751	547	3,485,379	825	6,750,000	692	11,256,516	6,018	37,696,064	
	所得税失格者	21	78,220	17	67,312	84	357,715	19	98,261	14	75,460	7	52,484			315	1,221,541	
	計	175	663,718	160	628,317	1,249	5,539,794	802	4,346,012	561	3,560,839	832	6,802,484	692	11,256,516	6,333	38,917,605	

(7) 個人事業税の減免

区分	人員	所得金額	減免額
第一種事業	天災による者	人	千円
	公私の扶助を受ける者		
	その他の		
	計		
第二種事業	天災による者	人	千円
	公私の扶助を受ける者		
	その他の		
	計		
第三種事業	天災による者	人	千円
	公私の扶助を受ける者		
	その他の		
	計		
あん摩業等以外のもの	天災による者	人	千円
	公私の扶助を受ける者		
	その他の		
	計		
あん摩業等	天災による者	人	千円
	公私の扶助を受ける者		
	その他の		
	計		
合計	天災による者	人	千円
	公私の扶助を受ける者		
	その他の		
	計		

(注) 1 令和6年度において減免したものについて記載した。

2 「天災による者」及び「公私の扶助を受ける者」欄には、それぞれ法第72条の62の規定により減免したもの記載した。

3 「所得金額」欄には、減免した者に係る事業主控除前の所得金額を記載した。

### 3 法人事業税に関する調

#### (1) 事業税額等

区分	現事業年度分														合計	当該年度において発生した歳出還付額		
	確定額				確定申告及び決定のない中間申告		確定申告が翌年度にかかる中間申告額		確定申告期限が翌年度となる付額		中間納付額		調定額	所得一収入一金額	調定額			
	事業年度数	所得金額	税額	事業年度数	事業年度数	税額	事業年度数	税額	事業年度数	税額	前年度に収入したもの	当該年度に収入したもの						
	あつ定申も告のが	しうちも決の定	あつ定申も告のが	しうちも決の定	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨					
法第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人分	普通法人	分割法人	本県本店分 他県本店分	614 2,245	千円 81,221,905	千円 5,494,715	千円 1,527,048	千円 934	千円 1,576,998	千円 955	千円 458,660	千円 485,081	千円 37,577	千円 1,591,046	千円 410,168	千円 15,378	千円 1,606,424	
	県内法人	小計	17,773	89	100,522,609	6,036,579	334	5	373	3,029	1,986,755	2,966	1,994,003	千円 93,692	千円 5,277,138	千円 1,952,262	千円 101,384	千円 5,378,522
	特別法人	小計	20,632	89	204,172,272	13,058,342	334	5	373	4,129	4,022,413	4,081	3,744,813	千円 340,605	千円 6,384,805	千円 184,036	千円 97,447	千円 6,482,252
	公益法人等	小計	1,086	2	13,693,105	652,333								千円 13,252,989	千円 2,546,466	千円 214,209	千円 13,467,198	
	人格なき社団等	小計	502	1	1,192,274	71,774								千円 652,333	千円 134,725	千円 6,390	千円 658,723	
	清算法人	小計	229	2	93,394	3,338								千円 71,774	千円 40,216	千円 2,263	千円 74,037	
	特定信託	小計	348		23,407	909								千円 3,338	千円 36,830	千円 1,387	千円 4,725	
	法人課税信託	小計												千円 154	千円 909	千円 286	千円 10	千円 919
	計	計	22,797	94	219,174,452	13,786,696	334	5	373	4,134	4,022,567	4,081	3,744,813	千円 472,028	千円 13,981,343	千円 2,758,523	千円 224,259	千円 14,205,602
	法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分	小計	252			3,807,015								千円 55,417	千円 4,048,769	千円 14,773	千円 4,063,542	
	法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人分	小計	910		10,641,400	1	3,217	710	4,335,331	746	4,501,198			千円 23,696	千円 10,834,180	千円 121,039	千円 10,955,219	
	事業税計	事業税計	23,959	94	28,235,111	334	6	3,590	4,980	10,019,319	4,964	10,093,769		千円 551,141	千円 28,864,292	千円 360,071	千円 29,224,363	
	地方法人特別税分	小計												千円 231,259	千円 10,595,262	千円 169,200	千円 15,429	
	特別法人事業税分	小計				10,226,720	124	2,209		3,354,943		3,490,017		千円 782,400	千円 39,459,554	千円 544,700	千円 40,004,254	千円 128,063
	合計	合計	23,959	94	38,461,831	458	6	5,799	4,980	13,374,262	4,964	13,583,786						

(注) 記載内容は法人県民税に準ずるものである。なお、「地方法人特別税分」又は「特別法人事業税分」の各欄については、この表の「確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額」とあるのは「確定地方法人特別税額又は特別法人事業税額に対応する前年度分の中間申告額」と、「中間納付額の歳出還付額」とあるのは「中間納付額の還付額」と読み替えて記載した。

(2) 事業税額等 (外形対象法人分)

区分	現事業年年度分														合計(調定額)	当該年度において発生した歳出還付額	
	確定額				確定事業税額に 対応する前年度分の 中間申告額		確定申告が翌年度に なる中間申告額		確定申告期限が 翌年度となる 額		中間納付額の 出還付額		調定額	所得金額、付 加価値額 又は資本金 等の額	調定額		
	事業年度数	所得金額、付 加価値額又は 資本金等の額	税額	確定申告及び決定 のない中間申告	事業年度数	税額	事業年度数	税額	事業年度数	税額	前年度に 収入した もの						
	あ確定申 も告のが しうちも決 の定		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	①+②-③ +④+⑤+⑥			⑦+⑧		
所得割分	普通法人	分割法人 本店分 他県本店分	26	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	3,767	95,246	1,166	11,639	106,885	千円
	県内法人	34	15,733,560 126,254,543 4,394,852	153,760 1,255,391 43,888	1	797	661	385,483	695	466,502	3,415	1,340,622	3,749	23,004	1,363,626		
	小計	910	146,382,955	1,453,039	1	797	710	543,763	746	561,750	123	43,260	1	10	43,270		
	清算法人	910	146,382,955	1,453,039	1	797	710	543,763	746	561,750	7,305	1,479,128	4,916	34,653	1,513,781		
付加価値割分	普通法人	分割法人 本店分 他県本店分	850	89,079,675 353,066,573	1,068,939 4,232,352		2,344	484,813 1,553,067	489,198 1,776,544		2,566	1,075,890	1,175	14,102	1,089,992	千円	
	県内法人	34	13,352,425	160,227				75,176	96,105		5,675	4,463,848	8,453	59,053	4,522,901		
	小計	455,498,673	5,461,518		2,344			2,113,056	2,361,847		8,241	181,156	9	114	181,270		
	清算法人	455,498,673	5,461,518		2,344			2,113,056	2,361,847		8,241	5,720,894	9,637	73,269	5,794,163		
資本割分	普通法人	分割法人 本店分 他県本店分	436,658,567 287,619,188	2,183,292 1,436,452		76		1,035,679	901,266		8,150	2,048,879			2,048,879	千円	
	県内法人	21,419,801	107,099					592,416	624,022			1,476,284	4,553	12,117	1,488,401		
	計	745,697,556	3,726,843		76			50,417	52,313			108,995	200	1,000	109,995		
	事業税計	910	10,641,400		1	3,217	710	4,335,331	746	4,501,198	8,150	3,634,158	4,753	13,117	3,647,275		
地方法人特別税分											23,696	10,834,180		121,039	10,955,219		
特別法人事業税分												558		558			
合計	910		14,455,462		1	5,289	710	5,628,484	746	5,975,979	78,066	14,886,312		211,915	15,098,227	18,502	

(注) 1 令和6年度において調定した法人のうち外形対象法人について記載した。

2 ①及び⑧又は「所得金額、付加価値額又は資本金等の額」欄には、令和6年度において確定申告、修正申告、更正又は決定によって確定した事業税額（過事業年度分で令和5年度以前に申告等があり、令和6年度に修正申告・更正増があったものについても当該増差額をいう。）又はこれに対応する所得金額、付加価値額又は資本金等の額を記載した。

3 このほかは、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(3) 事業税額等 (法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分)

区分	現事業年度分														合計(調定期額)	当該年度における付発生額した			
	確定額			確定事業税額に 対応する前年度分の 中間申告額		確定申告が翌年度に なる中間申告額		確定申告期限が 翌年度となる 見込納付額		中間納付額の 歳出還付額		調定期額	過事業年度分						
	事業年度数	税額	確定申告及び決定のない中間申告	事業年度数	税額	事業年度数	税額	事業年度数	税額	前年度に収入したもの	当該年度に収入したもの								
あ確定申も告の定	しうたちも決の定	収入金額、所得金額、付加価値額又は資本金等の額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	①+②-③+④+⑤+⑥	⑦+⑧	⑨	千円				
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業分	収入割分	61	182,133,921	1,819,836	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	1,849,969	1,849,969	1,849,969	千円				
	地方法人特別税分			550,683											670	670			
	特別法人事業税分														559,950	559,950			
	小計	61		<b>2,370,519</b>											<b>2,409,842</b>	<b>2,410,589</b>			
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業分	収入割分	36	189,148,068	1,310,274	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	1,437,034	113,497	463	1,437,497	千円			
	付加価値割分			55,761,652	301,621										377,783	661,246	4,744	382,527	
	資本割分			37,482,361	89,588										84,425	668,169	1,855	86,280	
	事業税計	36		<b>1,701,483</b>											<b>1,899,242</b>	<b>7,062</b>	<b>1,906,304</b>	千円	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業分	特別法人事業税分			703,546											743,539	4,412	747,951	千円	
	小計	36		<b>2,405,029</b>											<b>2,642,781</b>	<b>11,474</b>	<b>2,654,255</b>	千円	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業分	収入割分	155	22,218,427	166,610	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	173,180	1,440,375	6,358	179,538	千円			
	所得割分			3,621,377	119,086										126,378	99,744	1,353	127,731	
	事業税計	155		<b>285,696</b>											<b>299,558</b>	<b>7,711</b>	<b>307,269</b>	千円	
	特別法人事業税分			93,684											98,897	2,441	101,338	千円	
	小計	155		<b>379,380</b>											<b>398,455</b>	<b>10,152</b>	<b>408,607</b>	千円	
	収入割分																		千円
	付加価値割分																		千円
	資本割分																		千円
	事業税計																		千円
	特別法人事業税分																		千円
	小計																		千円
	合計	252		<b>5,154,928</b>											<b>5,451,078</b>	<b>22,373</b>	<b>5,473,451</b>	<b>2,115</b>	千円

(注) 1 令和6年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分について記載した。

2 このほかは、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(4) 所得階層別

区分	欠損法人	年所得400万円以下		年所得400万円超800万円以下		年所得800万円超1,000万円以下		年所得1,000万円超5,000万円以下		年所得5,000万円超1億円以下		年所得1億円超10億円以下		年所得10億円超		合計						
		事業年度数	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額				
事業年度年二回法人	分割法人	軽減税率適用法人	その他の法人	県内法人		千円		千円		千円		千円		千円		千円						
	分割法人	軽減税率適用法人	その他の法人	県内法人		264	60	94,437	23	132,047	12	106,673	66	1,586,697	25	1,797,059	42	12,005,930	2	3,981,854	494	19,704,697
事業年度年一回法人	分割法人	軽減税率適用法人	その他の法人	県内法人		55	2	1,025	5	48,012	20	646,954	19	1,466,372	33	8,543,067	12	25,509,163	146	36,214,593		
	分割法人	軽減税率適用法人	その他の法人	県内法人		10,973	3,626	5,018,424	1,081	6,238,200	334	3,010,078	1,406	30,399,172	206	14,342,657	176	38,427,284	5	7,481,646	17,807	104,917,461
合計		11,292	3,688	5,113,886	1,104	6,370,247	351	3,164,763	1,492	32,632,823	250	17,606,088	251	58,976,281	19	36,972,663	18,447	160,836,751				
合計		11,292	3,688	5,113,886	1,104	6,370,247	351	3,164,763	1,492	32,632,823	250	17,606,088	251	58,976,281	19	36,972,663	18,447	160,836,751				

(注) 1 令和6年度において確定した普通法人（清算法人を除く。）に係る法人の事業税額（中間申告に係る税額を除く。）に対応する所得金額（収入金額課税分を除く。）のうち現事業年度分について記載した。

2 分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、所得金額の総額を記載した。

(5) 業種別及び分割基準別

区分	分割法による												県内法人			合計		
	本県本店分				他県本店分				小計									
	法人数	事業年度数	所得金額①	事業税額②	法人数	事業年度数	所得金額③	事業税額④	所得金額④①+③⑤	事業税額④②+④⑥	法人数	事業年度数	所得金額⑦	事業税額⑧	所得金額⑤+⑦	事業税額⑥+⑧		
法第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 口 に 掲 げ る 法 人 分	電 氣 供 給 業	発電用固定資産割 発電所接続電線路割 総固定資産割		196,542	1,141	4,658,953	181,758	4,855,495	182,899	2	2	122,043	43	4,855,495	182,899			
		事務所数割 従業者数割	5	5	155,455	1,581	21	24	2,006,986	120,599	2,162,441	122,180	2	2	122,043	43	2,284,484	122,223
	ガ ス 供 給 業	ガス供給業	1	1	106,130	6,798	1	1	25,355	1,555	25,355	1,555			25,355	1,555		
		倉庫業	1	1	73,627	7,731	2	2	23,787	1,100	97,414	8,831	1	1	97,414	8,831		
	銀 行 業	銀行業	1	1	73,627	7,731	2	2	20,121,334	1,132,159	20,121,334	1,132,159			20,121,334	1,132,159		
		事務所数割 従業者数割	1	1	8,689,325	8,689,325			488,919	8,689,325	488,919	488,919			8,689,325	488,919		
	證 券 業	証券業	1	1	8,689,325	8,689,325			488,919	8,689,325	488,919	488,919			8,689,325	488,919		
		事務所数割 従業者数割	1	1	20,121,334	20,121,334			1,132,159	20,121,334	1,132,159	1,132,159			20,121,334	1,132,159		
	製 造 業	製造業	1	1	20,121,334	20,121,334			1,132,159	20,121,334	1,132,159	1,132,159			20,121,334	1,132,159		
		資本金1億円以上の法人	7	7	1,958,910	150,274	70	71	3,179,636	230,044	5,138,546	380,318	12	12	2,593,625	240,216	7,732,171	620,534
	建 設 業	建設業	71	72	1,666,969	114,184	266	269	4,487,570	359,312	6,154,539	473,496	1,341	1,364	10,480,275	728,047	16,634,814	1,201,543
		事務所数割 従業者数割	71	72	1,666,969	114,184	266	269	3,022,843	234,431	3,808,413	294,138			3,808,413	294,138		
	通 信 業 ・ 運 輸 業	通信業・運輸業	100	102	785,570	59,707			1,486,550	115,945	3,399,211	257,071	4,171	4,196	29,753,290	1,819,957	33,152,501	2,077,028
		事務所数割 従業者数割	100	102	785,570	59,707			1,486,550	115,945	3,399,211	257,071	4,171	4,196	29,753,290	1,819,957	33,152,501	2,077,028
	飲 食 業 ・ 卸 売 業	飲食業・卸売業	43	43	476,870	32,900			1,320,818	90,529	1,797,688	123,429			1,797,688	123,429		
		事務所数割 従業者数割	43	43	578,611	40,351	133	133	841,464	62,244	1,420,075	102,595	644	651	3,091,356	208,103	4,511,431	310,698
	保 金 融 業 ・ 其 他 の 業	保金融業・其他の業	178	179	3,963,352	279,388			9,549,579	716,908	13,512,931	996,296			13,512,931	996,296		
		事務所数割 従業者数割	178	179	3,963,352	279,388			9,549,579	716,908	13,512,931	996,296			13,512,931	996,296		
	不 動 産	不動産	3	3	134,319	11,323			121,456	8,552	255,775	19,875			255,775	19,875		
		事務所数割 従業者数割	3	3	130,860	11,004	38	38	60,094	4,147	190,954	15,151	269	269	1,058,616	65,833	1,249,570	80,984
	サ ー ビ ス	サービス	21	21	378,070	26,579			752,730	55,834	1,130,800	82,413			1,130,800	82,413		
		事務所数割 従業者数割	21	21	543,734	38,494	53	53	503,653	38,774	1,047,387	77,268	1,359	1,364	4,755,727	287,300	5,803,114	364,568
	の上記 事業 以外	の上記事業以外	164	164	1,872,713	136,702			8,321,452	628,917	10,194,165	765,619			10,194,165	765,619		
		事務所数割 従業者数割	164	164	2,661,626	199,901	670	675	4,343,929	325,277	7,005,555	525,178	4,197	4,220	20,070,899	1,240,706	27,076,454	1,765,884
	合 計	合計	610	614	22,427,758	1,606,424	2,224	2,245	81,221,905	5,378,522	103,649,663	6,984,946	17,632	17,773	100,522,609	6,482,252	204,172,272	13,467,198

(注) 記載内容は、法人県民税に準じて記載した。

(6) 業種別及び分割基準別(外形対象法人分)

区分	分割												法人					
	本県本店分						他県本店分						小計					
	法人 数	事業年 度	所 得 金 額 ①	付 加 価 値 額 ②	資 本 金 等 の 額 ③	事 業 税 額 ④	法 人 数	事業年 度	所 得 金 額 ⑤	付 加 価 値 額 ⑥	資 本 金 等 の 額 ⑦	事 業 税 額 ⑧	所 得 金 額 ①+⑤ ⑨	付 加 価 値 額 ②+⑥ ⑩	資 本 金 等 の 額 ③+⑦ ⑪	事 業 税 額 ④+⑧ ⑫		
電気供給事業			千円	千円	千円	千円			千円	千円	千円	千円						
発電用固定資産割																		
発電所接続電線路割																		
総固定資産割																		
事業所数割																		
従業者数割																		
ガス供給業	1	1	1,048,469	4,372,719	35,549	3	3	7	97,145	246,954	197,957	4,882	97,145	1,295,423	4,570,676	40,431		
倉庫業									874	26,752,754	10,935,867	425,015	874	26,752,754	10,935,867	425,015		
鉄道事業・軌道事業	2	3	1,804,937	10,366,147	51,611,781	305,363	3	3	5,210,770	6,821,381	14,710,801	225,165	7,015,707	17,187,528	66,322,582	530,528		
銀行業			1,889,575	10,866,999	54,153,434	320,130	10	10	1,211,500	1,743,105	2,080,415	44,927	3,101,075	12,610,104	56,233,849	365,057		
証券業									270,898	2,578,416	6,848,508	61,744	270,898	2,578,416	6,848,508	61,744		
製造業	9	9	6,701,552	44,519,286	317,648,073	2,225,032	241	252	44,118,650	89,891,844	95,480,946	2,137,546	50,820,202	134,411,130	413,129,019	4,362,578		
建設業			15,989	137,807	24,999	1,959			12,926,970	36,147,550	21,027,343	719,680	12,942,959	36,285,357	21,052,342	721,639		
運輸・通信業	1	1	34,433	296,764	53,835	4,217	127	128	5,998,116	14,523,857	7,051,396	285,458	6,032,549	14,820,621	7,105,231	289,675		
卸売・小売業、飲食店業	7	7	2,383,479	9,364,168	3,564,777	152,008	226	228	16,960,134	48,661,691	23,892,082	903,790	19,343,613	58,025,859	27,456,859	1,055,798		
その他の金融・保険業			2,596,276	10,077,957	4,107,906	165,112	226	228	9,670,681	28,433,556	12,874,631	530,505	12,266,957	38,511,513	16,982,537	695,617		
不動産業			7,312	34,902	124,999	1,073			2,841,959	4,820,167	19,726,712	190,791	2,849,271	4,855,069	19,851,711	191,864		
サービス業			13,352	63,734	228,259	1,958	12	12	634,072	1,196,714	5,016,504	47,370	647,424	1,260,448	5,244,763	49,328		
上記以外の事業			132,525	1,159,655	255,541	16,327			1,817,896	3,069,786	2,392,861	79,499	1,817,896	3,069,786	2,392,861	79,499		
合計	25	26	15,733,560	89,079,675	436,658,567	3,245,756	828	850	126,254,543	353,066,573	287,619,188	7,374,928	141,988,103	442,146,248	724,277,755	10,620,684		

区分	県内法人						合計					
	法人 数	事業年 度	所 得 金 額 ⑬	付 加 価 値 額 ⑭	資 本 金 等 の 額 ⑮	事 業 税 額 ⑯	所 得 金 額 ⑨+⑬	付 加 価 値 額 ⑩+⑭	資 本 金 等 の 額 ⑪+⑮	事 業 税 額 ⑫+⑯		
	法 人 数	事業年 度	所 得 金 額 ⑬	付 加 価 値 額 ⑭	資 本 金 等 の 額 ⑮	事 業 税 額 ⑯	所 得 金 額 ⑨+⑬	付 加 価 値 額 ⑩+⑭	資 本 金 等 の 額 ⑪+⑮	事 業 税 額 ⑫+⑯		
電気供給事業			千円	千円	千円	千円						
発電用固定資産割												
発電所接続電線路割												
総固定資産割												
事業所数割												
従業者数割												
ガス供給業	1	1	560,336	698,958	900,000	17,365	657,481	1,994,381	5,470,676	57,796		
倉庫業	2	2	31,770	288,943	749,973	7,571	32,644	27,041,697	11,685,840	432,586		
鉄道事業・軌道事業							7,015,707	17,187,528	66,322,582	530,528		
銀行業	1	1					3,101,075	12,610,104	56,233,849	365,057		
証券業							270,898	2,578,416	6,848,508	61,744		
製造業	9	9	2,399,297	6,876,062	7,608,283	164,485	53,219,499	141,287,192	420,737,302	4,527,063		
建設業							12,942,959	36,285,357	21,052,342	721,639		
運輸・通信業	2	2	279,941	2,056,678	3,710,000	47,002	1,270,157	7,570,946	6,185,487	146,546		
卸売・小売業、飲食店業	4	4	205,204	539,808	653,457	13,121	12,472,161	39,051,321	17,635,994	708,738		
その他の金融・保険業							2,849,271	4,855,069	19,851,711	191,864		
不動産業	5	5	242,523	629,460	3,441,488	28,673	1,126,404	2,023,822	4,659,539	65,777		</td

#### (7) 業種別及び分割基準別（法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分）

(注) 令和6年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分について記載した。

## (8) 資本金別法人数

区分	分割法人						県内法人			合計			その他				
	利益法人			欠損法人			小計 ① + ②	利益法人 ④	欠損法人 ⑤	利益法人 ① + ④	欠損法人 ② + ⑤	計 ③ + ⑥	不申告法 人	休業中法人 人	清算中法人 人	所在不明人	
	2の県に またがるもの	3以上の 県にまた がるもの	計	2の県に またがるもの	3以上の 県にまた がるもの	計											
資本金別			①		②		③	④	⑤	⑥							
300万円未満	18	2	20	46	6	52	72	1,202	2,243	3,445	1,222	2,295	3,517	192	371	197	3
300万円以上1,000万円未満	49	5	54	69	7	76	130	3,294	5,901	9,195	3,348	5,977	9,325	80	794	588	12
1,000万円	51	13	64	58	15	73	137	1,120	1,532	2,652	1,184	1,605	2,789	11	113	355	8
1,000万円超5,000万円未満	70	27	97	55	22	77	174	1,009	997	2,006	1,106	1,074	2,180	7	55	294	2
5,000万円以上1億円未満	24	22	46	19	9	28	74	155	134	289	201	162	363	2	7	68	
1億円	10	10	20	2	1	3	23	24	21	45	44	24	68			17	
1億円超10億円未満	4	6	10	2	3	5	15	21	9	30	31	14	45		1	30	
10億円																	
10億円超50億円未満	1	4	5	1	1	2	7	1	2	3	6	4	10				2
50億円																	
50億円超100億円未満																	
100億円以上																	
合計	227	92	319	252	64	316	635	6,826	10,840	17,666	7,145	11,156	18,301	292	1,341	1,551	25

(注) 令和6年2月1日から令和7年1月31までの間に事業年度が終了し、かつ、令和6年度末までに申告納付期限の到来した普通法人（収入金額課税法人分を除く。）について当該年度における最終処理の段階で記載した。

(9) 資本金及び所得階層別

所得階層 資本金別	欠損法人	年所得400万円以下		年所得400万円超800万円以下		年所得800万円超1,000万円以下		年所得1,000万円超5,000万円以下		年所得5,000万円超1億円以下		年所得1億円超10億円以下		年所得10億円超		合計		税額				
		法人数	うち通算及び連結分	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額					
																	うち通算及び連結分					
300万円未満	2,295	2	875	1,117,888	159	894,734	50	447,470	128	2,357,828	8	586,193	2	658,136	3	3,517	3	6,062,249	1,403	346,256	49	
300万円以上 1,000万円未満	5,977	4	1,967	2,728,759	589	3,392,718	163	1,467,021	563	11,415,378	48	3,139,229	17	3,045,853	1	1,220,941	9,325	8	26,409,899	72,191	1,503,853	8,786
1,000万円 5,000万円未満	1,605	5	521	747,596	189	1,092,497	73	656,446	330	7,309,816	44	3,169,041	27	6,097,805		2,789	14	19,073,201	398,325	1,424,379	56,601	
1,000万円超 5,000万円未満	1,074	4	289	469,427	151	903,077	53	483,696	380	9,199,348	109	7,497,879	120	24,676,064	4	5,678,763	2,180	20	48,908,254	4,772,555	3,671,690	409,923
5,000万円以上 1億円未満	162	5	27	50,216	13	81,389	5	45,019	74	1,923,291	30	2,301,227	51	13,169,650	1	1,303,008	363	18	18,873,800	3,133,224	2,220,515	300,966
1億円 10億円未満	24	2			3	17,149	3	28,093	8	176,268	7	507,356	20	5,774,860	3	6,145,553	68	6	12,649,279	5,543,746	3,891,649	506,219
10億円 50億円未満																						
50億円 100億円未満																						
100億円以上																						
合計	11,137	22	3,679	5,113,886	1,104	6,381,564	347	3,127,745	1,483	32,381,929	246	17,200,925	237	53,422,368	9	14,348,265	18,242	69	131,976,682	13,921,444	13,058,342	1,282,544

(注) 1 令和6年2月1日から令和7年1月31までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象外の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。

なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」及び「所得金額」欄を記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。

2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。

3 「法人数」欄は、上記1の対象法人について、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。

4 「所得金額」欄は、(4)所得階層別に準じて記載した。

(10) 資本金及び所得階層別(外形対象法人分)

所得階層 資本金別	欠損法人			左のうち付加 価値額が0以下 である法人		年所得400万円以下				年所得400万円超800万円以下				年所得800万円超1,000万円以下				年所得1,000万円超5,000万円以下				年所得5,000万円超1億円以下							
	法人 人数	うち 通算 及び 連結 分	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 數	資 本 金 等 額	法 人 數	所得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 數	所 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 數	所 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 數	所 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額							
1億円超 10億円未満	14	1	4,511,234	3,754,678	3	333,270		千円	千円	千円		千円	千円	千円		3	25,700	439,499	1,160,000	8	250,894	2,748,955	2,654,855	4	305,218	1,412,845	1,650,000		
10億円																													
10億円超 50億円未満	4	1	2,741,920	14,016,607	1	280,502																				1	99,945	7,626,426	6,601,232
50億円																													
50億円超 100億円未満																													
100億円以上	1	1		135,645,077	1	135,645,077																							
合計	19	3	7,253,154	153,416,362	5	136,258,849										3	25,700	439,499	1,160,000	8	250,894	2,748,955	2,654,855	5	405,163	9,039,271	8,251,232		

所得階層 資本金別	年所得1億円超10億円以下				年所得10億円超				合計						税額												
	法人 人数	所得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 數	所得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 數	所得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 數	所得 割 合 率	うち 通算 及び 連結 分	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 數	所得 割 合 率	うち 通算 及び 連結 分	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額					
																法人 數	資 本 金 等 額	法 人 數	資 本 金 等 額	法 人 數	資 本 金 等 額	法 人 數	資 本 金 等 額	法 人 數	資 本 金 等 額		
1億円超 10億円未満	14	4,638,407	14,559,755	8,435,469	3	4,615,941	12,727,677	1,844,237	46	7	9,836,160	3,559,075	36,399,965	11,957,008	19,499,239	3,642,391	248,489	71,907	984,502	272,125	152,485	29,200					
10億円																											
10億円超 50億円未満	1	108,093	995,647	2,900,000	4	12,500,288	38,982,223	12,884,592	10	2	12,708,326	2,578,998	50,346,216	8,414,642	36,402,431	2,941,000	230,206	31,963	955,023	129,437	298,101	23,475					
50億円																											
50億円超 100億円未満																											
100億円以上	1	807,414	6,573,340	38,407,798	3	5,508,169	47,127,470	402,972,695	5	2	6,315,583	1,817,149	53,700,810	14,987,173	577,025,570	225,263,272	685,499	185,206	2,788,056	969,986	3,086,753	809,927					
合計	16	5,553,914	22,128,742	49,743,267	10	22,624,398	98,837,370	417,701,524	61	11	28,860,069	7,955,222	140,446,991	35,358,823	632,927,240	231,846,663	1,453,039	322,616	5,461,518	1,493,351	3,726,843	882,738					

(注) 1 令和6年2月1日から令和7年1月31までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。

なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」、「所得金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄を記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。

2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。

3 このほかは、(9)資本金及び所得階層別に準じて記載した。

(11) 付加価値割

区分	報酬給与額						純支払利子						純支払賃借料						単年度損益											
	特定内法人又は非課税事業を行ふ法人分			左以外の法人分			特定内法人又は非課税事業を行ふ法人分			左以外の法人分			特定内法人又は非課税事業を行ふ法人分			左以外の法人分			特定内法人又は非課税事業を行ふ法人分			左以外の法人分								
	報酬給与額	外国分報酬給与額	非課税事業分報酬給与額	課税対象報酬額	課税対象報酬額	課税対象報酬額	課税対象純支払利子	外国分純支払利子	非課税事業分純支払利子	課税対象純支払利子	課税対象純支払利子	課税対象純支払利子	純支払賃借料	外國分純支払賃借料	非課税事業分純支払賃借料	課税対象純支払賃借料	課税対象純支払賃借料	純支払賃借料	外國分純支払賃借料	非課税事業分純支払賃借料	課税対象純支払賃借料	課税対象純支払賃借料	純支払賃借料	外國分純支払賃借料	非課税事業分純支払賃借料	課税対象純支払賃借料				
資本金別	①	②	③	①-②-③	④	⑤	④+⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑩+⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑯+⑰	⑰	⑯+⑰	⑱	⑲	⑳	⑲-⑳-⑳	㉑	㉒+㉓	㉔	
第一号第七イに二掲げる二法人一分項	1億円超 10億円未満	千円	千円	千円	千円	千円	35,986,348	35,986,348	千円	千円	千円	千円	546,799	546,799	千円	千円	千円	千円	千円	1,077,039	1,077,039	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	10,879,378	10,879,378
第一号第七イに二掲げる二法人一分項	10億円						44,415,621	44,415,621					1,190,297	1,190,297						4,838,113	4,838,113							9,655,510	9,655,510	
第一号第七イに二掲げる二法人一分項	50億円超 50億円未満						50,294,451	50,294,451					3,659,345	3,659,345						2,759,278	2,759,278							7,189,781	7,189,781	
第一号第七イに二掲げる二法人一分項	50億円超 100億円未満						130,696,420	130,696,420					5,396,441	5,396,441						8,674,430	8,674,430							27,724,669	27,724,669	
第一号第七イに二掲げる二法人一分項	100億円以上						35,535	35,535					425,482	425,482						281,569	281,569							7,396,715	7,396,715	
小計							130,731,955	130,731,955					5,821,923	5,821,923						8,955,999	8,955,999									
合計																												35,121,384	35,121,384	

(12) 付加価値割の内訳

区分	報酬給与額						純支払利子						純支払賃借料						単年度損益											
	給与分	掛金分	掛金控除分	労働者派遣分				支払利子	受取利子	支賃借料	受取賃借料	単年度利益	単年度損失	を計上した法人分	を計上した法人分															
資本金別	①	②	③-④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖					
第一号第七イに二掲げる二法人一分項	1億円超 10億円未満	千円	千円	千円	千円	1,681,580	1,438,234	260,560	17,214	550,346	77,768	2,331,433	5,986,409	9,920,149	△ 859,502															
第一号第七イに二掲げる二法人一分項	10億円					1,091,729	596,791	494,938		1,240,117	65,921	6,339,277	1,924,664	12,708,327	△ 3,052,818															
第一号第七イに二掲げる二法人一分項	50億円超 50億円未満					3,493,031	3,493,031			4,884,609	56,333,118	3,683,240	923,962	8,132,732	△ 942,950															
第一号第七イに二掲げる二法人一分項	50億円超 100億円未満					6,266,340	5,528,056	755,498	17,214	6,675,072	56,476,807	12,353,950	8,835,035	30,761,208	△ 4,855,270															
小計	121,000,486	2,240,591	2,240,591			6,266,340	5,528,056	755,498	17,214	7,125,728	56,478,670	12,659,210	8,840,363	40,298,204	△ 5,176,820															
法第72条の2第1項第3号に掲げる法人分	127,293									450,656	1,863	305,260	5,328	9,536,996	△ 321,550															
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業分	121,127,779	2,240,591	2,240,591																											
合計	121,127,779	2,240,591	2,240,591			6,266,340	5,528,056	755,498	17,214	7,125,728	56,478,670	12,659,210	8,840,363	40,298,204	△ 5,176,820															

(注) 1 令和6年2月1日から令和7年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。

ただし、確定申告及び決定のない中間申告に係る普通法人は除いた。なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。

2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。

## (13) 雇用安定控除

区分 資本金別	付加価値額が 0以下である 法人	収 益 配 分 額 に 占 め る 報 酬 給 与 額 の 割 合												
		7 0 % 以 下			7 0 % 超 ~ 7 5 % 以 下			7 5 % 超 ~ 8 0 % 以 下			8 0 % 超 ~ 8 5 % 以 下			
		法 人 数	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額
第一号第七イ十ニ二法第一人一分項	1 億 円 超 10 億 円 未 満	4	1	94,889	千円	1	1,090,380	千円	1	406,647	千円	2	1,869,545	千円
	10 億 円													208,413
	10 億 円 超 50 億 円 未 満		1	1,491,549					2	11,010,172	502,709			
	50 億 円													
	50 億 円 超 100 億 円 未 満											1	33,686,483	4,180,627
	100 億 円 以 上		1											
	<b>小 計</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>1,586,438</b>		<b>1</b>	<b>1,090,380</b>	<b>29,348</b>	<b>3</b>	<b>11,416,819</b>	<b>539,226</b>	<b>3</b>	<b>35,556,028</b>	<b>4,389,040</b>
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分		1	5	10,305,415					1	108,147	3,954			
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業分														
<b>合 計</b>		<b>6</b>	<b>7</b>	<b>11,891,853</b>		<b>1</b>	<b>1,090,380</b>	<b>29,348</b>	<b>4</b>	<b>11,524,966</b>	<b>543,180</b>	<b>3</b>	<b>35,556,028</b>	<b>4,389,040</b>

区分 資本金別	収 益 配 分 額 に 占 め る 報 酉 給 与 額 の 割 合												
	8 5 % 超 ~ 9 0 % 以 下			9 0 % 超 ~ 9 5 % 以 下			9 5 % 超 ~ 1 0 0 % 以 下			合 計 ( 7 0 % 超 分 )			
	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	法 人 数	付 加 価 値 額	控 除 額	
第一号第七イ十ニ二法第一人一分項	1 億 円 超 10 億 円 未 満		千円	8	6,403,015	千円	27	36,690,112	千円	39	46,459,699	千円	
	10 億 円											9,687,052	
	10 億 円 超 50 億 円 未 満	2	12,820,775	1,930,684	3	22,916,520	4,637,798	2	11,860,525	2,450,236	9	58,607,992	9,521,427
	50 億 円												
	50 億 円 超 100 億 円 未 満												
	100 億 円 以 上							3	30,457,568	6,262,613	4	64,144,051	10,443,240
	<b>小 計</b>	<b>2</b>	<b>12,820,775</b>	<b>1,930,684</b>	<b>11</b>	<b>29,319,535</b>	<b>5,592,273</b>	<b>32</b>	<b>79,008,205</b>	<b>17,171,148</b>	<b>52</b>	<b>169,211,742</b>	<b>29,655,673</b>
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分										1	108,147	3,954	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業分													
<b>合 計</b>	<b>2</b>	<b>12,820,775</b>	<b>1,930,684</b>	<b>11</b>	<b>29,319,535</b>	<b>5,592,273</b>	<b>32</b>	<b>79,008,205</b>	<b>17,171,148</b>	<b>53</b>	<b>169,319,889</b>	<b>29,655,673</b>	

(注) 記載内容は(12)付加価値割の内訳に準じて記載した。

#### (14) 資本割

## (15) 資本割に係る持株特例

区分 資本金別	内 国 法 人		左 の う ち 持 株 特 例 適 用 法 人			
	法 人 数	持株特例適用前の資本金等の額	法 人 数	持株特例適用前の資本金等の額	特 定 子 会 社 の 株 式 又 は 出 資 に 係 る 控 除 額	特 例 適 用 後 の 資 本 金 等 の 額
			千円		千円	千円
法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人分	100 億 円 未 満	54	51,686,849			
	100 億 円 以 上					
	500 億 円 未 満	2	70,886,835			
	500 億 円 以 上					
	1000 億 円 未 満	1	51,210,397			
	1000 億 円 以 上					
	2000 億 円 未 満	1	115,532,856	1	115,532,856	115,532,856
	2000 億 円 以 上					
	3000 億 円 未 満					
	3000 億 円 以 上					
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分	4000 億 円 未 満					
	4000 億 円 以 上					
	5000 億 円 未 満					
	5000 億 円 以 上	1	577,132,840			
	小 計	59	866,449,777	1	115,532,856	115,532,856
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業分						
合 計	66	868,936,821		1	115,532,856	115,532,856

(16) 資本割の圧縮措置

区分		法 人 数	圧縮前資本金等の額	資 本 圧 縮 額	圧縮後資本金等の額
圧縮前資本 金等の額別			①	②	① - ② ③
法	500 億 円 以 下	56	122,573,684	千円	122,573,684
第	500 億 円 超				
七	1000 億 円 以 下	1	51,210,398	千円	51,210,398
十	1000 億 円 超				
二	2000 億 円 以 下	1			
二	2000 億 円 超				
一	3000 億 円 以 下				
条	3000 億 円 超				
の	4000 億 円 以 下				
二	4000 億 円 超				
二	5000 億 円 以 下				
第	5000 億 円 超				
一	6000 億 円 以 下	1	577,132,840	257,849,630	319,283,210
一	6000 億 円 超				
項	7000 億 円 以 下				
第	7000 億 円 超				
一	8000 億 円 以 下				
号	8000 億 円 超				
イ	9000 億 円 以 下				
イ	9000 億 円 超				
に	1兆円 以 下				
に	1兆円 超				
掲	2兆円 以 下				
げ	2兆円 超				
る	3兆円 以 下				
法	3兆円 超				
人	4兆円 以 下				
人	4兆円 超				
分	5兆円 以 下				
分	5兆円 超				
	小 計	59	750,916,922	257,849,630	493,067,292

区分		法 人 数	圧縮前資本金等の額	資 本 圧 縮 額	圧縮後資本金等の額
圧縮前資本 金等の額別			①	②	① - ② ③
法	500 億 円 以 下				
第	500 億 円 超				
七	1000 億 円 以 下	7	2,487,044	千円	2,487,044
十	1000 億 円 超				
二	2000 億 円 以 下				
二	2000 億 円 超				
条	3000 億 円 以 下				
の	3000 億 円 超				
二	4000 億 円 以 下				
二	4000 億 円 超				
第	5000 億 円 以 下				
一	5000 億 円 超				
一	6000 億 円 以 下				
項	6000 億 円 超				
第	7000 億 円 以 下				
一	7000 億 円 超				
号	8000 億 円 以 下				
イ	8000 億 円 超				
イ	9000 億 円 以 下				
に	9000 億 円 超				
掲	1兆円 以 下				
げ	1兆円 超				
る	2兆円 以 下				
法	2兆円 超				
人	3兆円 以 下				
人	3兆円 超				
分	4兆円 以 下				
分	4兆円 超				
	5兆円 以 下				
	5兆円 超				
	小 計	7	2,487,044	千円	2,487,044

区分 圧縮前資本 金等の額別	法 人 数	圧縮前資本等の額 ①	資 本 圧 縮 額 ②	圧縮後資本等の額 ① - ② ③
			千円	千円
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 四 号 に 掲 げ る 事 業 分				
500 億 円 以 下		千円	千円	千円
500 億 円 超 1000 億 円 以 下				
1000 億 円 超 2000 億 円 以 下				
2000 億 円 超 3000 億 円 以 下				
3000 億 円 超 4000 億 円 以 下				
4000 億 円 超 5000 億 円 以 下				
5000 億 円 超 6000 億 円 以 下				
6000 億 円 超 7000 億 円 以 下				
7000 億 円 超 8000 億 円 以 下				
8000 億 円 超 9000 億 円 以 下				
9000 億 円 超 1 兆 円 以 下				
1 兆 円 超 2 兆 円 以 下				
2 兆 円 超 3 兆 円 以 下				
3 兆 円 超 4 兆 円 以 下				
4 兆 円 超 5 兆 円 以 下				
5 兆 円 超				
小 計				
合 計	66	753,403,966	257,849,630	495,554,336

(17) 徵収猶予

## (18) 法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業に関する調

区分	資本金区分	分割法人						県内法人						合計						税額
		法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	
電気	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	1 億円以下																		千円 8,042
		1 億円超																		757,069
		計																		765,111
供給業	法第72条の2第1項第3号に掲げる法人	1 億円超						8	8	29,000,920	9,316,567	10,456,021	5,073,930	8	8	29,000,920	9,316,567	10,456,021	5,073,930	1,629,901
		1 億円以下	3	3	222,870	35,398		152	157	22,355,711	2,449,230			155	160	22,578,581	2,484,628			207,932
		1 億円超						152	157	22,355,711	2,449,230			155	160	22,578,581	2,484,628			213,586
		計	3	3	222,870	35,398		5	5	1,538,881	79,703			5	5	1,538,881	79,703			15,389
ガス供給業	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	1 億円以下																		15,389
		1 億円超						5	5	1,538,881	79,703			5	5	1,538,881	79,703			
		計																		
供給業	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業	1 億円以下																		233,436
		1 億円超																		311,766
		計																		545,202
生命保険業	1 億円以下																			
		1 億円超																		
		計																		
損害保険業	1 億円以下																			494,133
		1 儑円超																		494,133
少額短期保険業	1 億円以下																			
		1 億円超																		
		計																		
貿易保険業	1 億円以下																			464,799
		1 億円超																		
		計																		3,198,523
		1 億円以下	3	3	222,870	35,398		157	162	23,894,592	2,528,933			160	165	24,117,462	2,564,331			3,663,322
		1 億円超						8	8	29,000,920	9,316,567	10,456,021	5,073,930	8	8	29,000,920	9,316,567	10,456,021	5,073,930	3,198,523
		計	3	3	222,870	35,398		165	170	52,895,512	11,845,500	10,456,021	5,073,930	168	173	53,118,382	11,880,898	10,456,021	5,073,930	3,663,322

(注) 1 令和6年度において調定したもののうち、現事業年度分について記載した。

2 分割法人については、「税額」欄のみ記載し、その他の欄については本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。

3 「収入金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄には令和6年度において確定した法人の事業税額に対応する収入金額、付加価値額及び資本金等の額を記載した。

4 「所得金額」欄には法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業に係る所得金額を記載した。

## (19) 非課税事業

区分	法人			個人	
	法人数	事業年度数	所得金額	人員	所得金額
林業			千円		千円
鉱物の掘採事業	1	1	588,693		
農業	47	47	248,496		
計	48	48	837,189		

(注) 1 法人にあっては令和6年2月1日から令和7年1月31までの間に事業年度が終了したものの確定申告分（確定申告に係る修正申告、更正、決定を含む。）について、個人にあっては現年課税分について、それぞれ記載した。

2 分割法人（個人）については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人（個人）について記載した。

3 「所得金額」欄には、非課税事業のみを行うものについては、法人税又は所得税の課税標準である所得金額を、課税事業と非課税事業とを併せて行うものについては非課税事業に係る所得金額を記載した。

## 4 地 方 消 費 稅 に 関 す る 調

### (1) 調 定 額

(単位：千円)

区 分	前年度2、3月調定額	令 和 6 年 度	
		調 定 額	合 計
譲渡割	2,748,657	23,812,644	3,423,452
貨物割	740,346	3,021,355	584,395
合 計	3,489,003	26,833,999	4,007,847

### (2) 清算金収入額、清算金支出額等

(単位：千円)

区 分	I 期収入・支出額等	II 期収入・支出額等	III 期収入・支出額等	IV 期収入・支出額等	収入・支出額等合計
<b>清算対象額</b>	<b>6,693,344</b>	<b>8,325,011</b>	<b>3,548,362</b>	<b>7,682,459</b>	<b>26,249,176</b>
一般財源	3,032,553	3,774,687	1,603,505	3,484,693	11,895,438
社会保障財源	3,660,791	4,550,324	1,944,857	4,197,766	14,353,738
<b>清算金収入額(a)</b>	<b>10,043,517</b>	<b>12,227,492</b>	<b>7,820,643</b>	<b>11,627,424</b>	<b>41,719,076</b>
一般財源	4,549,557	5,543,066	3,537,140	5,273,192	18,902,955
社会保障財源	5,493,960	6,684,426	4,283,503	6,354,232	22,816,121
<b>清算金支出額(b)</b>	<b>165,072</b>	<b>45,661</b>	<b>165,437</b>	<b>186,226</b>	<b>562,396</b>
一般財源	74,910	20,647	75,272	84,407	255,236
社会保障財源	90,162	25,014	90,165	101,819	307,160
<b>差引(a)-(b)</b>	<b>9,878,445</b>	<b>12,181,831</b>	<b>7,655,206</b>	<b>11,441,198</b>	<b>41,156,680</b>
一般財源	4,474,647	5,522,419	3,461,868	5,188,785	18,647,719
社会保障財源	5,403,798	6,659,412	4,193,338	6,252,413	22,508,961
<b>地方消費税交付金額</b>	<b>8,285,886</b>	<b>10,253,414</b>	<b>5,601,783</b>	<b>9,561,828</b>	<b>33,702,911</b>
一般財源	3,753,593	4,648,549	2,532,686	4,336,740	15,271,568
社会保障財源	4,532,293	5,604,865	3,069,097	5,225,088	18,431,343

(注)1 令和6年度分について記載した。

2 清算及び交付の時期の区分は次による。

I期…対象期間 前年度 2月～4月 清算月 5月 交付金交付月 6月

II期…対象期間 5月～7月 清算月 8月 交付金交付月 9月

III期…対象期間 8月～10月 清算月 11月 交付金交付月 12月

IV期…対象期間 11月～1月 清算月 2月 交付金交付月 3月

3 「清算金収入額」及び「清算金支出額」は都道府県間で相殺した後の額である。

## 5 不動産取得税に関する調

### (1) 家屋

区分	価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの	法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①、②に該当する以外のもの												控除額			課税標準	減免等される前の税額	法第73条の2第7項、法第73条の27の2から法第73条の27の5まで、法附則第11条の4及び第62条の規定により減額、納税義務の免除をしたもの	法第73条の31の規定、他法の規定により減免等をしたもの	調定額										
		法第73条の14第1項（法附則第11条第8項及び第11項による読み替えを含む。）から第3項まで及び第6項に該当するものでその価格の全額がこれらの規定に規定する金額以下のもの						法第73条の14第7項から第9項まで及び第11項から第15項まで並びに法附則第11条第8項及び第11項による読み替えを含む。）から第3項まで及び第6項に該当するもの（②に該当するものを除く。）						計	④+⑤																
		件数	面積	価格	件数	面積	価格	件数	面積	価格	1 m <sup>2</sup>	件数	面積	価格	件数	面積	価格	左の内訳													
		(1)			(2)			(3)				(4)		(5)		(6)		(7)		(8)											
		件数	面積	価格	件数	面積	価格	件数	面積	価格	1 m <sup>2</sup>	件数	面積	価格	件数	面積	価格	左の内訳	件数	金額	件数	金額									
		(1)			(2)			(3)				(4)		(5)		(6)		(7)		(8)		(9)									
木	建築分	専用住宅	8	24	1,383	4,110	352,189	33,644,053	1,351	195,857	19,403,716	99,071	2	7,799	1,172	14,475,939	1,174	14,483,738	145	17,806	17,439	1,206	4,902,539	4,902,539	147,023	147,023					
		併用住宅								17,718	1,433,311	80,896			65	629,605	65	629,605					803,706	803,706	25,321	25,321					
		住宅部分								4,413	391,812	88,786											391,812	391,812	14,458	14,458					
		非住宅部分								84	22,131	1,825,123	82,469										1,195,518	1,195,518	31	31					
		小計								349	65,543	3,550,075	54,164	1		615	65	629,605	65	629,605					3,549,460	3,549,460	31	31			
	承継分	専用住宅	2	28	137	711	92,420	2,143,180	3,285	480,685	6,708,449	13,956	1		1,441	7	19,904	8	21,345					3,285	3,285	445	445				
		併用住宅								34,542	450,768	13,050					8	18,188	8	18,188					432,580	432,580	140,288	140,288			
		住宅部分								20,016	196,603	9,822											196,603	196,603	39,779	39,779					
		非住宅部分								234	54,558	647,371	11,866					8	18,188	8	18,188					6,640	6,640	1,232	1,232		
		小計								393	97,559	877,032	8,990										393	393	31	31					
	計 A	専用住宅	2	28	137	711	92,420	2,143,180	3,912	632,802	8,232,852	13,010	1		1,441	15	38,092	16	39,533					3,912	3,912	327,059	327,059				
		併用住宅															9,855	1,252	15,143,636	1,256	15,153,491	145	17,806	17,439	5,551	17,840,836	17,840,836	255,873	255,873		
非木	建築分	専用住宅	22	82	2,646	199	15,900	1,701,422	163	16,777	2,429,256	144,797					133	1,629,871	133	1,629,871	6	699	573	157	798,812	798,812	23,958	23,958			
		併用住宅																								23,958	23,958				
		住宅部分								279	155,146	13,318,046	85,842																		
		非住宅部分								133	1,629,871	133	1,629,871	6	699	573	279	13,318,046	4	347	13,313,699	532,711	6	2,679	57,203	472,829					
		小計																													
	承継分	専用住宅								55	6,188	329,568	723	378,770	13,695,105	36,157		5	17,701	5	17,701					357	3,663,762	3,663,762	109,896	109,896	
		併用住宅																								11,878	11,878				
		住宅部分								51	22,153	644,325	29,085																		
		非住宅部分								315	273,668	9,369,317	34,236																		
		小計															5	17,701	5	17,701											
	計 B	専用住宅								55	6,188	329,568	723	378,770	13,695,105	36,157		138	1,647,572	138	1,647,572	6	699	573	1,159	27,794,262	4,847,047	22,947,215	1,063,181		
		併用住宅																								9	3,024	13	62,656	99,501	
	合計 A + B		37	149	5,086	5,075	466,697	37,818,223	6,861	1,467,026	62,454,173	42,572	4		9,855	1,390	16,791,208	1,394	16,801,063	151	18,505	18,012	6,710	45,635,098	17,725,444	27,909,654	1,647,821	85	7,478	17	63,949

(注) 1 令和6年度課税分について記載した。

なお、件数は1戸を1件とし、一構となるべき住宅が木造部分と非木造部分とからなっている場合の件数については、主たるものについて1件として計上し、面積及び価格等についても同様に記載した。

2 専用住宅及び併用住宅の区分については、おおむね固定資産評価基準における評点基準表の適用区分によって行った。

(2) 家屋の価格段階別

区分	12万円未満のもの		12万円以上		18万円以上		23万円以上		30万円を超えるもの		50万円を超えるもの		350万円を超えるもの		
	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	
木造	建 築	専用住宅 併用住宅 その他	2	千円 195	1	千円 167	5	千円 1,022	7	千円 1,924	21	千円 8,262	216	千円 376,507	
	承 継	専用住宅 併用住宅 その他	19	1,427	41	6,248	31	6,418	33	1,575	10	4,062	111	2,784	
	小計		23	1,804	60	9,105	59	12,135	70	18,617	234	95,134	3,844	98	
	非 木	建 築	専用住宅 併用住宅 その他	12	1,019	10	1,512	2	402	8	2,032	12	4,486	46	384,866
	承 継	専用住宅 併用住宅 その他	1	50	1	175	2	378	2	542	7	2,817	130	61,753	
	小計		13	1,069	15	2,296	11	2,209	12	3,075	45	18,043	367	662,530	
	合計		36	2,873	75	11,401	70	14,344	82	21,692	279	113,177	4,211	58,058	
														32,989	
														1,200,196	
														3,633	
														38,482	
														134,116	
														3,785	
														59,456	
														239,472	
														1,439,668	

区分	420万円を超えるもの		450万円を超えるもの		1,000万円を超えるもの		1,100万円を超えるもの		1,200万円を超えるもの		1,300万円を超えるもの		1,400万円を超えるもの	
	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格
木造	建 築	専用住宅 併用住宅 その他	108	千円 467,684	2,407	千円 17,744,287	683	千円 7,165,961	603	千円 6,938,645	457	千円 5,687,257	315	千円 4,233,928
	承 継	専用住宅 併用住宅 その他	1	4,268	8	56,731	5	52,533	7	79,264	11	138,098	5	67,101
	小計		207	898,616	2,896	20,787,258	722	7,575,335	625	7,189,123	479	5,963,863	334	4,489,664
	非 木	建 築			101	732,563	16	165,294	13	149,617	29	365,840	18	241,629
	承 継	専用住宅 併用住宅 その他	5	21,685	40	276,124	5	52,276	9	103,252	5	61,578	5	67,820
	小計		19	83,079	358	2,464,406	39	405,241	35	401,270	51	638,974	38	512,574
	合計		226	981,695	3,254	23,251,664	761	7,980,576	660	7,590,393	530	6,602,837	372	5,002,238
														229
														3,322,641

区分	1,500万円を超えるもの		1,600万円を超えるもの		1,700万円を超えるもの		1,800万円を超えるもの		1,900万円を超えるもの		2,000万円を超えるもの		合計		
	1,600万円以下のもの ⑯		1,700万円以下のもの ⑰		1,800万円以下のもの ⑰		1,900万円以下のもの ⑯		2,000万円以下のもの ⑯		⑯		⑯		
	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	
木造	建物	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	専用住宅	123	1,907,895	61	1,005,078	45	787,153	42	774,268	17	331,146	96	2,893,876	5,469	53,049,152
	併用住宅	4	62,050	4	65,860	6	104,236	3	56,181	2	38,816	20	995,446	84	1,825,123
	分譲	8	124,039	7	115,425	4	70,336	5	93,626	1	19,259	30	1,557,597	352	3,550,632
	その他	2	31,061	1	16,027	2	34,746	1	18,347	1	18,250	3	97,018	3,998	8,851,766
	承継	2	31,061	1	16,027	2	34,746	1	18,347	1	18,250	2	103,425	234	647,371
	分譲	8	124,039	7	115,425	4	70,336	5	93,626	1	19,259	3	88,548	393	877,032
	その他	2	31,061	1	16,027	2	34,746	1	18,347	1	18,250	3	97,018	3,998	8,851,766
	小計	137	2,125,045	73	1,202,390	57	996,471	53	979,060	20	389,221	154	5,735,910	10,530	68,801,076
	非木造	建物	17	261,703	10	166,656	2	34,678	2	36,997	20	391,468	15	773,014	384
非木造	併用住宅	6	92,772	5	83,417	3	52,510	4	74,317	4	78,314	90	12,139,032	281	13,318,409
	分譲	1	15,001	2	34,439	4	74,779	3	58,870	29	1,911,051	412	4,011,031		
	その他	1	15,043	1	16,299	2	69,907	3	54,568	3	58,348	9	385,204	51	644,325
	承継	2	30,832	5	82,420	4	69,907	3	54,568	3	58,348	76	8,190,100	315	9,369,317
	分譲	27	415,351	21	348,792	11	191,534	13	240,661	30	587,000	219	23,398,401	1,443	31,476,406
	小計	164	2,540,396	94	1,551,182	68	1,188,005	66	1,219,721	50	976,221	373	29,134,311	11,973	100,277,482

### (3) 土地

区分	価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの			法第73条の14第7項から第11項まで及び第15項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当し、全額控除されたもの			法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①、②に該当する以外のもの			法第73条の14第7項から第11項まで及び第15項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当したもので②以外のもの			課税標準の特例を適用した後の額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの				
	①	②	③	④	⑤												
	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	控除額	件数	面積	価格
住宅用地	773	m <sup>2</sup>	千円	千円	783	m <sup>2</sup>	千円	千円	8,383	m <sup>2</sup>	千円	千円	2	2,075			
上記以外の宅地	51	5,185	1,638	40,208	780	7,417,770	1,252,498	2,504,996	686	12,394,109	743,034	743,034	686	135,794			
農地	1,134	1,324,489	25,808	25,808	231	9,254,968	97,862	97,862	99	3,034,735	38,696	38,696	7	896			
山林	362	587,600	662	662	10,906	39,445,295	23,010,444	45,141,296	696	139,109							
その他	107	178,834	553	553													
計	2,427	2,147,940	48,765	70,508													

(注) 1 令和6年度課税分について記載した。

2 地目の区分で、農地等を宅地に転用するものについて宅地として評価して課税した分については、「宅地」の欄に計上した。

3 ①、②、③欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。

4 「特例適用前の価格」欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用前の額（固定資産税評価額）を記載した。

区分	課税標準額 ③-④-⑤	減免等される前 の税額 ⑥	法第73条の24の規定の適用により 全額減額されるもの ⑧		法第73条の24の規定に該当 したもので⑧以外のもの ⑨		⑦のうち、法第73条の25の規定の 適用により徴収猶予をしているもの の		法第73条の27の2から法第73条の 27の7まで並びに法附則第11条の 4、第12条の規定により減額、納 税義務の免除をしたもの ⑩		法第73条の31、他法の規定により 減免等をしたもの ⑪		調定額 ⑦-⑧-⑨ -⑩-⑪
			⑦	件数	減額した額	件数	減額した額	件数	徴収猶予額	件数	減額、納税義務 の免除をした額	件数	
住宅用宅地	千円 20,876,279	千円 625,740	1,088	千円 45,199	536	千円 33,457		千円		千円 2	千円 56	千円 547,028	
上記以外の宅地	千円 1,252,498	千円 37,505	31	千円 852	14	千円 652		千円 117	千円 1,475	千円 1	千円 11	千円 36,001	
農地	千円 607,240	千円 17,977										千円 16,491	
山林	千円 97,518	千円 2,905										千円 2,905	
その他	千円 37,800	千円 1,024										千円 981	
計	千円 22,871,335	千円 685,151	1,119	千円 46,051	550	千円 34,109		千円 117	千円 1,475	千円 4	千円 110	千円 603,406	

#### (4) 土地の価格段階別

区分	10万円未満のもの ①		10万円以上 13万円以下のもの ②		13万円を超え 20万円以下のもの ③		20万円を超え 150万円以下のもの ④		150万円を超え 200万円以下のもの ⑤		200万円を超え 500万円以下のもの ⑥		500万円を超え 1,000万円以下のもの ⑦		1,000万円を超え 2,000万円以下のもの ⑧		2,000万円を超える もの ⑨		合計 ⑩		
	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数
住宅用宅地	793	千円 21,057	55	千円 6,315	133	千円 21,865	4,120	千円 3,487,803	1,140	千円 1,979,853	2,229	千円 6,598,201	430	千円 2,956,113	175	千円 2,387,426	81	千円 3,439,825	9,156	千円 20,898,458	
上記以外の宅地	60	千円 2,015	16	千円 1,851	52	千円 8,543	493	千円 358,613	62	千円 105,904	101	千円 311,937	34	千円 234,088	10	千円 118,648	3	千円 112,537	831	千円 1,254,136	
農地	1,158	千円 26,888	116	千円 13,213	234	千円 38,584	957	千円 500,884	41	千円 72,429	39	千円 102,164	2	千円 14,680					2,547	千円 768,842	
山林	372	千円 1,122	49	千円 5,582	58	千円 9,185	104	千円 51,147	2	千円 3,601	7	千円 19,845	1	千円 8,042					593	千円 98,524	
その他	121	千円 756	14	千円 1,571	18	千円 2,949	51	千円 27,838	1	千円 1,526	1	千円 4,609							206	千円 39,249	
計	2,504	千円 51,838	250	千円 28,532	495	千円 81,126	5,725	千円 4,426,285	1,246	千円 2,163,313	2,377	千円 7,036,756	467	千円 3,212,923	185	千円 2,506,074	84	千円 3,552,362	13,333	千円 23,059,209	

(注) 「価格」欄については、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。

(5) 課税標準の特例の適用状況

区分	法第73条の14第1項(第2項を含み、法附則第11条第8項及び第11項に該当するもの)に該当するもの(耐震基準適合既存住宅控除特例)(1,200万円控除特例)		法第73条の14第3項に該当するもの(公営住宅等控除特例)		法第73条の14第6項に該当するもの(耐震基準適合既存住宅控除特例)		法第73条の14第7項に該当するもの(収用控除特例)		法第73条の14第8項に該当するもの(市街地再開発事業)		法第73条の14第9項第1号に該当するもの(土地地区画整理法)		法第73条の14第9項第2号に該当するもの(都市再開発法)		法第73条の14第9項第3号に該当するもの(防災街区整備法)		法第73条の14第10項第1号に該当するもの(農振地域(交換分合))		法第73条の14第10項第2号に該当するもの(防災街区整備分合)		法第73条の14第11項に該当するもの(農振地域(整備計画))		法第73条の14第12項に該当するもの(防災街区整備事業)		法第73条の14第12項に該当するもの(家庭的保育事業)(実績)		法第73条の14第12項に該当するもの(居宅訪問型保育事業)(参酌基準によった場合)(実績)	
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額		
家 建築分 承継分 小計	4,195	千円 44,449,394		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
	64	417,922	722	2,109,628				1	1,441																			
	4,259	44,867,316	722	2,109,628				4	9,855																			
								1	2,075																			
土地 計	4,259	44,867,316	722	2,109,628				5	11,930																			

区分	法第73条の14第13項に該当するもの(居宅訪問型保育事業)(参酌基準によった場合)		法第73条の14第14項に該当するもの(事業所内保育事業)(実績)		法第73条の14第14項に該当するもの(事業所内保育事業)(参酌基準によった場合)		法第73条の14第15項に該当するもの(認定生活困窮者就労訓練事業)		法附則第11条第1項(農用地利用集積等促進計画)		法附則第11条第2項(高規格堤防)		法附則第11条第3項(特定目的会社)		法附則第11条第4項(投資信託の引受け)		法附則第11条第5項(投資法人)		法附則第11条第6項(PFI(公共施設等))		法附則第11条第7項(認定都市再生計画)(実績)		法附則第11条第7項(認定都市再生計画)(参酌基準によった場合)(実績)		法附則第11条第8項(認定長期優良住宅)		法附則第11条第9項(重要無形文化財)	
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額		
家 建築分 承継分 小計		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
	690	137,035																										
	690	137,035																										
土地 計																												
	650	7,631,865																										
	2	17,349																										
	652	7,649,214																										
	652	7,649,214																										

区分	法附則第11条の5第1項 (宅地評価土地)		法附則第51条第1項 (東日本大震災による 代替家屋)		法附則第51条第2項 (東日本大震災による 代替家屋の敷地)		法附則第51条第3項 (東日本大震災による 代替農用地)		法附則第51条第4項 (東日本大震災に伴う原子力 発電所の事故による代替家 屋)		法附則第51条第5項 (東日本大震災に伴う 原子力発電所の事故による 代替家屋の敷地)		法附則第51条第6項 (東日本大震災に伴う原子力 発電所の事故による代替農用 地)		廃止後もなおその効力を 有する課税標準の特例の 規定に該当するもの		その他課税標準の特例 の規定に該当するもの		合計										
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額									
家屋	建築分	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		4,848	52,089,673										
	承継分																789	2,546,340											
小計																			5,637										
																			54,636,013										
土地																			9,862										
	9,171		22,075,561																22,214,671										
計																			15,499										
	9,171		22,075,561																76,850,684										

(6) 減額、納税義務の免除、徵收猶予の適用状況

区分	法第73条の2第7項に該当するもの(附帯設備分減額)		法第73条の24第1項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの(特例適用住宅用土地(2年以内新築))		法第73条の24第1項第2号に該当するもの(特例適用住宅用土地(1年前内新築))		法第73条の24第1項第3号に該当するもの(特例適用住宅用土地(新築1年以内))		法第73条の24第2項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの(特例適用耐震基準適合既存住宅用土地(1年以内))		法第73条の24第2項第2号に該当するもの(特例適用耐震基準適合既存住宅用土地(1年以内))		法第73条の24第3項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの(特例適用耐震基準適合既存住宅用土地(1年以内))		法第73条の24第3項第2号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの(特例適用耐震基準不適合既存住宅用土地(1年以内))		法第73条の27の2に該当するもの(耐震基準不適合住宅)	
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
家 減額をしたもの 納税義務を免除したもの 屋 徵收猶予をしたもの	8	千円 3,123		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
土 減額をしたもの 納税義務を免除したもの 地 徵收猶予をしたもの		657	35,143	7	223	271	12,690	717	31,236	17	868							
合 計	8	3,123	657	35,143	7	223	271	12,690	717	31,236	17	868						

区分	法第73条の27の3に該当するもの(被収用不動産の代替不動産)		法第73条の27の4に該当するもの(譲渡担保財産)		法第73条の27の5第1項(第2項を含む。)に該当するもの(第2種市街地再開発事業)		法第73条の27の6に該当するもの(農地利用集積円滑化団体等)		法第73条の27の7に該当するもの(土地改良区)		法附則第11条の4第1項に該当するもの(サービス付き高齢者向け賃貸住宅)		法附則第11条の4第2項(第3項を含む。)に該当するもの(賃取再販事業(住宅))		法附則第11条の4第4項(第5項を含む。)に該当するもの(賃取再販事業(土地))		法附則第12条第1項(第3項を含む。)に該当するもの	
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
家 減額をしたもの 納税義務を免除したもの 屋 徵收猶予をしたもの		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	77	4,355		千円
土 減額をしたもの 納税義務を免除したもの 地 徵收猶予をしたもの					117	1,475	117	1,475					77	4,355				
合 計																		

区分	法附則第62条第1項に該当するもの(耐震基準不適合住宅)		法附則第62条第2項に該当するもの		廃止後もなおその効力を有する減免等の規定に該当するもの		その他減免等の規定に該当するもの		合 計	
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
家 減額をしたもの 納税義務を免除したもの 屋 徵收猶予をしたもの		千円		千円		千円		千円		千円
					17	63,949	17	63,949	85	7,478
土 減額をしたもの 納税義務を免除したもの 地 徵收猶予をしたもの					4	110	121	1,669	1,585	80,160
合 計					21	64,059	1,892	1,892	153,172	

## 6 ゴルフ場利用税に関する調

区分	税率	施設数	利用人員 ①	非課税利用人員						差引利用人員 ①- (②+③ +④+⑤+⑥ ⑦)	調定額	
				法第75条の2 第1号に該当 する者 ②	法第75条の2 第2号に該当 する者 ③	法第75条の2 第3号に該当 する者 ④	法第75条の3 第1号に該当 する者 ⑤	法第75条の3 第2号に該当 する者 ⑥	法附則第12条 の2に該当す る者 ⑦			
ゴルフ	18ホールを超えるもの	1,200円		人	人	人	人	人	人	人	人	千円
		1,100円以上1,200円未満										
		1,000円以上1,100円未満										
		800円超 1,000円未満	1	31,571	94	8,001	84	14	44		23,334	20,896
		800円										
		600円以上 800円未満										
		400円以上 600円未満										
		400円未満										
	小計		4	108,780	186	23,786	558	14	135		84,101	47,957
ゴルフ	18ホール	1,200円		人	人	人	人	人	人	人	人	千円
		1,100円以上1,200円未満										
		1,000円以上1,100円未満										
		800円超 1,000円未満	1	27,408	69	4,334	57	30	5		22,913	18,818
		800円										
		600円以上 800円未満										
		400円以上 600円未満										
		400円未満										
	小計		8	207,356	500	40,242	563	30	217		165,804	91,231
ゴルフ	18ホール未満9ホールを超えるもの	500円以上		人	人	人	人	人	人	人	人	千円
		400円以上 500円未満										
		300円以上 400円未満										
		300円未満										
	小計											
	9ホール	500円以上		人	人	人	人	人	人	人	人	千円
		400円以上 500円未満	1	8,872	115	2,517	35	25	241		5,939	2,376
		300円以上 400円未満										
		300円未満										
	小計		1	8,872	115	2,517	35	25	241		5,939	2,376
	計		13	325,008	801	66,545	1,156	69	593		255,844	141,564

(注) 1 「施設数」欄には、令和7年2月末日現在における税率区分の別により、同日現在の実数を記載した。ただし、1つの施設で2月末日現在の適用税率が夏期の適用税率に比べ低いときは、夏期の適用税率によった。

2 「利用人員」欄には、「施設数」欄に記載されている施設の令和6年3月1日から令和7年2月末日までの間の利用人員（延数）を記載した。

3 「非課税利用人員」欄には、上記2の利用人員のうち、法第75条の2、第75条の3又は附則第12条の2の規定による非課税措置の適用を受けた利用人員（延数）を記載した。

## 7 自動車税に関する調

### (1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に関する調

## ア 新車

区分		新規登録、新規検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課 税 台 数 ①-②	取 得 値 額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	A S V特例に係る控除額 ⑤	課 税 標 準 額 ③- (④+⑤)	税 額
軽自動車税環境性能割	四 輪 乗 用 車	9	1		8	千円 12,835	千円	千円	千円 12,835	千円 180
	自家用	14,388	5,410	41	8,978	14,170,016			14,170,016	211,898
	計	14,397	5,411	41	8,986	14,182,851			14,182,851	212,078
	四 輪 ト ラ ッ ク	210	169		41	46,922			46,922	501
	自家用	4,962	727	3	4,235	4,843,271			4,843,271	88,991
	計	5,172	896	3	4,276	4,890,193			4,890,193	89,492
	三 輪 車									
	自家用									
	計	219	170		49	59,757			59,757	681
	自家用	19,350	6,137	44	13,213	19,013,287			19,013,287	300,889
総 計	計	19,569	6,307	44	13,262	19,073,044			19,073,044	301,570
	自家用	1,227	266	2	961	12,628,782	36,500	7,000	12,585,282	148,993
	計	46,664	18,547	212	28,117	64,035,702			64,035,702	1,489,199
	計	47,891	18,813	214	29,078	76,664,484	36,500	7,000	76,620,984	1,638,192

(注)1 「新規登録、新規検査又は届出台数」欄には、道路運送車両法第7条、第59条及び第97条の3の規定により、運輸支局等に新規登録、新規検査又は届出のあった台数を記載した。ただし、中古新規に係る登録台数は、中古車に含めた。

2 「非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち、法第148条、法第149条、法第150条、法第445条、法第446条、法第447条、法附則第12条の2の10第1項の規定の適用を受けた自動車等、条例により課税免除又は全額を減免した自動車等の台数を記載した。

3 「課税台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち自動車税（環境性能割）又は軽自動車税（環境性能割）が課税された台数を記載した。

4 「バリアフリー特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第1項から第3項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。

5 「A S V特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第4項から第6項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。

6 普通車及び小型車の区分は、道路運送車両法施行規則別表第1に指定する区分によった。

7 「特種用途車」欄には、いわゆる8ナンバーを記載した。

8 軽自動車税（環境性能割）については、県が徴収した令和6年2月から令和7年1月（市町村への払い込みが令和6年4月から令和7年3月）分の実績を記載した。

## イ 中古車

区分	新規登録、 新規検査又 は届出台数 ①	移転登録 台数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記 入に係るもの ③	計 ①+②+③ ④	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの ⑥	課税台数 ④-⑤ ⑦	取得価額 ⑥	課税標準額 ⑥	税 額
乗用車	普通車	営業用 自家用 計	42 11,606 11,648	28 14,663 14,691	15 4,572 4,587	85 30,841 30,926	85 29,179 29,264	9 1,662 1,662	2,275,144 2,275,144 2,275,144	64,716 64,716
	小型車	営業用 自家用 計	24 6,663 6,687	55 12,780 12,835	43 4,209 4,252	122 23,652 23,774	122 22,771 22,893	9 881 881	736,801 736,801 736,801	20,151 20,151
	計	営業用 自家用 計	66 18,269 18,335	83 27,443 27,526	58 8,781 8,839	207 54,493 54,700	207 51,950 52,157	18 2,543 18 2,543	3,011,945 3,011,945 3,011,945	84,867 84,867
自動車税 環境性能割	けん引車	営業用 自家用 計	329 1,242 1,571	546 2,218 2,764	527 1,176 1,703	1,402 4,636 6,038	1,315 4,509 5,824	87 127 214	228,742 317,574 546,316	2,563 7,555 10,118
	トラック	被けん引車	営業用 自家用 計	55 14 69	92 9 101	48 5 53	195 28 223	13 3 16	13,487 2,941 16,428	166 98 264
	被けん引車	営業用 自家用 計	23 7 30	18 6 24	29 5 34	70 18 88	64 18 82	6 6 6	39,288 39,288 39,288	785 785 785
	貨客兼用車	営業用 自家用 計	11 1,112 1,123	5 1,329 1,334	17 1,013 1,030	33 3,454 3,487	33 3,334 3,367	120 120	129,336 129,336 129,336	3,005 3,005 3,005
	計	営業用 自家用 計	418 2,375 2,793	661 3,562 4,223	621 2,199 2,820	1,700 8,136 9,836	1,594 7,886 9,480	106 250 356	281,517 449,851 731,368	281,517 449,851 731,368
バス	営業用	一般乗用 一般乗用外 自家用 計	35 47 36 118	11 42 78 131	20 58 39 117	66 147 153 366	64 140 149 353	2 7 4 13	2,211 43,404 6,033 51,648	22 451 116 589
三輪の小型自動車	特種用途車	営業用 自家用 計	212 445 657	383 571 954	269 499 768	864 1,515 2,379	782 1,498 2,280	82 17 99	270,302 46,103 316,405	3,209 1,129 4,338
	計	営業用 自家用 計	778 21,125 21,903	1,180 31,654 32,834	1,026 11,518 12,544	2,984 64,297 67,281	2,787 61,483 64,270	197 18 18	597,434 3,513,932 4,111,366	7,196 96,770 103,966

区分	新規登録、 新規検査又 は届出台数 ①	移転登録 台数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記 入に係るもの ③	計 ①+②+③ ④	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの	課税台数 ④-⑤	取得価額 ⑥	課税標準額 ⑥	税 額
軽自動車税 環境性能割	四輪乗用車	21 自家用 22,177 計 22,198	24 31,641 7,795 31,665 7,872	77 61,613 61,735	122 60,310 60,429	119 2 2	3 1,303 1,306	千円 3,314 886,970 890,284	千円 3,314 886,970 890,284	千円 2 12,524 12,526
	四輪トラック	133 自家用 5,197 計 5,330	76 10,436 1,814 10,512 1,973	159 368 368 17,815	368 16,950 17,318	497 497	298,344 298,344 298,344	298,344 298,344 298,344	5,440 5,440	5,440
	三輪車	154 自家用 27,374 計 27,528	100 42,077 9,609 42,177 9,845	236 79,060 79,550 3,474	490 77,260 77,747 3,274	487 2 2	3 1,800 1,803	3,314 1,185,314 1,188,628	3,314 1,185,314 1,188,628	2 17,964 17,966
	計	932 自家用 48,499 計 49,431	1,280 73,731 21,127 75,011 22,389	1,262 143,357 138,743 146,831 142,017	3,474 200 20 20	3,274 200 4,614 4,814	600,748 600,748 4,699,246 5,299,994	600,748 600,748 4,699,246 5,299,994	7,198 114,734 121,932	7,198
	総計									

(注) 1 「移転登録台数」欄には、道路運送車両法第13条に規定する移転登録台数、所有者の変更により道路運送車両法施行規則第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けた台数を記載した。

2 「自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係るもの」欄には、所有権留保付売買が行われたことに伴い道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けたもの及び同法施行規則第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の記入(使用者変更)を受けたものを記載した。

3 「課税台数」欄には、「計」に記載された台数のうち自動車税(環境性能割)及び軽自動車税(環境性能割)が課税された台数を記載した。

4 その他、前記アに準じて記載した。

## ウ 新車・中古車

区	分	新規登録、新規検査、届出台数、移転登録台数、自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係る台数	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数	②のうち身体障害者等に係るもの	課 税 台 数 ①-②	取 得 価 額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	A S V特例に係る控除額 ⑤	課税標準額 ③- (④+ ⑤)	税 額
乗用車	普通車	営業用	97	90	7	20,897			20,897	418
		自家用	45,123	37,505	19	7,618	23,927,522		23,927,522	677,640
		計	45,220	37,595	19	7,625	23,948,419		23,948,419	678,058
		営業用	188	188						
		自家用	33,439	26,451	122	6,988	11,695,596		11,695,596	328,940
		計	33,627	26,639	122	6,988	11,695,596		11,695,596	328,940
	計	営業用	285	278	7	20,897			20,897	418
		自家用	78,562	63,956	141	14,606	35,623,118		35,623,118	1,006,580
		計	78,847	64,234	141	14,613	35,644,015		35,644,015	1,006,998
	小型車	営業用	1,746	1,327	419	4,399,548		3,500	4,396,048	45,062
		自家用	5,699	4,569	1,130	6,637,495			6,637,495	138,203
		計	7,445	5,896	1,549	11,037,043		3,500	11,033,543	183,265
		営業用	284	182	102	1,518,363		1,750	1,516,613	14,657
		自家用	38	25	13	189,987			189,987	2,875
自動車税環境性能割	けん引車	計	322	207	115	1,708,350		1,750	1,706,600	17,532
		営業用	213	64	149	1,226,393			1,226,393	24,527
		自家用	51	22	29	114,911			114,911	3,447
		計	264	86	178	1,341,304			1,341,304	27,974
		営業用	34	33	1	4,779			4,779	95
	トラック	自家用	4,924	3,485	1,439	3,317,173			3,317,173	73,753
		計	4,958	3,518	1,440	3,321,952			3,321,952	73,848
		営業用	2,277	1,606	671	7,149,083		5,250	7,143,833	84,341
		自家用	10,712	8,101	2,611	10,259,566			10,259,566	218,278
		計	12,989	9,707	3,282	17,408,649		5,250	17,403,399	302,619
バス	被けん引車	営業用	76	67	9	154,532	36,500		118,032	1,507
		自家用	170	146	24	481,919			481,919	5,846
		計	294	173	121	564,496			564,496	13,198
		営業用	540	386	154	1,200,947	36,500		1,164,447	20,551
		自家用								
	三輪の小型自動車	営業用								
		自家用								
		計								
		営業用	1,184	786	2	398	5,360,028		1,750	5,358,278
		自家用	2,043	1,663	45	380	2,089,167			2,089,167
特種用途車	特種用途車	計	3,227	2,449	47	778	7,449,195		1,750	7,447,445
		営業用	3,992	2,883	2	1,109	13,166,459	36,500	7,000	13,122,959
		自家用	91,611	73,893	186	17,718	48,536,347			48,536,347
	計									1,285,080
										1,440,588

区分	分	新規登録、新規検査、届出台数、移転登録台数、自動車検査証（軽自動車届出済証）の記入に係る台数	①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	ASV特例に係る控除額 ⑤	課税標準額 ③- (④+⑤)	税額
軽自動車税環境性能割	四輪乗用車	営業用	131	120		11	16,149			16,149	182
		自家用	76,001	65,720	43	10,281	15,056,986			15,056,986	224,422
		計	76,132	65,840	43	10,292	15,073,135			15,073,135	224,604
	四輪トラック	営業用	578	537		41	46,922			46,922	501
		自家用	22,409	17,677	3	4,732	5,141,615			5,141,615	94,431
		計	22,987	18,214	3	4,773	5,188,537			5,188,537	94,932
	三輪車	営業用									
		自家用									
		計									
総計	計	営業用	709	657		52	63,071			63,071	683
		自家用	98,410	83,397	46	15,013	20,198,601			20,198,601	318,853
		計	99,119	84,054	46	15,065	20,261,672			20,261,672	319,536
	計	営業用	4,701	3,540	2	1,161	13,229,530	36,500	7,000	13,186,030	156,191
		自家用	190,021	157,290	232	32,731	68,734,948			68,734,948	1,603,933
	計	計	194,722	160,830	234	33,892	81,964,478	36,500	7,000	81,920,978	1,760,124

(注) 前記ア及びイに準じて記載した。

## エ 取得価額段階別（新車）

区分	分	50万円以下の台数	50万円を超える100万円以下のもの				100万円を超える150万円以下のもの				150万円を超える200万円以下のもの				200万円を超える250万円以下のもの				250万円を超える300万円以下のもの				300万円を超えるもの				合計					
			台数	取得価額	税額	台数	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額		
乗用車	普通車	10		千円	千円			千円	千円		千円	千円		3	7,413	148				4	13,484	270	7	20,897	418							
		計	10					331	619,421	18,565	718	1,628,716	48,706	1,387	3,876,951	108,158	3,520	15,527,290	437,495	5,956	21,652,378	612,924										
	小型車	4	1	790	24	506	718,622	21,405	4,668	8,108,763	240,009	794	1,749,313	38,791	110	296,381	6,685	28	84,926	1,874	6,107	10,958,795	308,788									
		計	4	1	790	24	506	718,622	21,405	4,668	8,108,763	240,009	794	1,749,313	38,791	110	296,381	6,685	28	84,926	1,874	6,107	10,958,795	308,788								
	営業用													3	7,413	148				4	13,484	270	7	20,897	418							
		計	14	1	790	24	506	718,622	21,405	4,999	8,728,184	258,574	1,512	3,378,029	87,497	1,497	4,173,332	114,843	3,548	15,612,216	439,369	12,063	32,611,173	921,712								
	けん引車・被けん引車													1	2,450	10				331	4,168,356	42,489	332	4,170,806	42,499							
		計												1	1,530	46	19	41,659	1,003	20	56,456	1,692	963	6,220,276	127,908	1,003	6,319,921	130,649				
	けん引車													1	1,530	46	20	44,109	1,013	20	56,456	1,692	1,294	10,388,632	170,397	1,335	10,490,727	173,148				
		計																		89	1,504,876	14,491	89	1,504,876	14,491							
自動車税環境性能割	トラック																			10	187,046	2,777	10	187,046	2,777							
		被けん引車																		99	1,691,922	17,268	99	1,691,922	17,268							
	貨客兼用車																			143	1,187,105	23,742	143	1,187,105	23,742							
		計																		10	101,571	3,047	29	114,911	3,447							
	貨客兼用車																			153	1,288,676	26,789	172	1,302,016	27,189							
		計																		1	4,779	95	1	4,779	95							
	バス																			564	6,865,116	80,817	565	6,867,566	80,827							
		計																		564	6,865,116	80,817	565	6,867,566	80,827							
	三輪自動車																			7	152,321	1,485	7	152,321	1,485							
		計																		17	438,515	5,395	17	438,515	5,395							
	特種用途車																			2	6,000	180	115	552,463	12,902	117	558,463	13,082				
		計																		2	6,000	180	139	1,143,299	19,782	141	1,149,299	19,962				
	計																															
		計	35	27	18,287	549	560	799,394	23,826	5,627	9,713,435	287,984	1,683	3,769,933	93,800	1,557	4,341,750	119,893	5,450	26,379,616	662,258	14,904	45,022,415	1,188,310								

区分	分	50万円以下の台数	50万円を超える100万円以下のもの				100万円を超える150万円以下のもの				150万円を超える200万円以下のもの				200万円を超える250万円以下のもの				250万円を超える300万円以下のもの				300万円を超えるもの				合計				
			台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	
軽自動車税環境性能割	四輪乗用車	営業用	1		千円	千円	3	3,959	千円	79	4	6,797	千円	59	1	2,079	千円	42		千円	千円		8	千円	千円	12,835	180				
		自家用	5,374	79	73,995	1,452	3,026	4,083,469	49,275	5,752	9,763,088	156,226	120	246,934	4,894	1	2,530	千円	51	8,978	14,170,016	211,898	8,986	14,182,851	212,078	41	46,922	501			
	四輪トラック	営業用	169	4	3,748	75	37	43,174	426	254	403,417	6,137				1	2,590	52		4,235	4,843,271	88,991	4,276	4,890,193	89,492	4,235	4,843,271	88,991			
		自家用	697	1,034	962,088	19,200	2,946	3,475,176	63,602	254	403,417	6,137				1	2,590	52		4,276	4,890,193	89,492									
	三輪車	営業用																													
		自家用																													
	計	営業用	170	4	3,748	75	40	47,133	505	4	6,797	59	1	2,079	42					49	59,757	681									
		自家用	6,071	1,113	1,036,083	20,652	5,972	7,558,645	112,877	6,006	10,166,505	162,363	120	246,934	4,894	2	5,120	103		13,213	19,013,287	300,889	2,275,144	64,716	13,262	19,073,044	301,570				
	総計	営業用	170	4	3,748	75	40	47,133	505	4	6,797	59	5	11,942	200	7	19,593	392	901	12,539,569	147,762	961	12,628,782	148,993							
		自家用	6,106	1,140	1,054,370	21,201	6,532	8,358,039	136,703	11,633	19,879,940	450,347	1,803	4,016,867	98,694	1,559	4,346,870	119,996	5,450	26,379,616	662,258	28,117	64,035,702	1,489,199							
		計	6,276	1,144	1,058,118	21,276	6,572	8,405,172	137,208	11,637	19,886,737	450,406	1,808	4,028,809	98,894	1,566	4,366,463	120,388	6,351	38,919,185	810,020	29,078	76,664,484	1,638,192							

#### 才 取得価額段階別（中古車）

区分	分	50万円以下の台数	50万円を超える70万円以下のもの				70万円を超える90万円以下のもの				90万円を超える110万円以下のもの				110万円を超える130万円以下のもの				130万円を超える150万円以下のもの				150万円を超えるもの				合計			
			台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用	71	千円	千円	千円	千円	千円	千円	221	219,695	6,198	133	157,056	4,525	136	188,298	5,468	505	1,265,848	35,606	1,662	2,275,144	64,716	2,275,144	64,716	2,275,144	64,716	
		自家用	21,260	420	248,612	7,272	247	195,635	5,647	221	219,695	6,198	133	157,056	4,525	136	188,298	5,468	505	1,265,848	35,606	1,662	2,275,144	64,716						
	小型車	営業用	97																											
		自家用	17,840	309	185,898	5,377	265	213,013	6,063	197	197,132	5,274	89	106,093	2,793	8	11,252	238	13	23,413	406	881	736,801	20,151	20,151	20,151	20,151	20,151		
	計	営業用	168																											
		自家用	39,100	729	434,510	12,649	512	408,648	11,710	418	416,827	11,472	222	263,149	7,318	144	199,550	5,706	518	1,289,261	36,012	2,543	3,011,945	84,867	84,867	84,867	84,867	84,867		
	トランク	営業用	646	6	3,850	35	17	13,189	122	6	5,979	37	2	2,411	21	1	1,363	6	55	201,950	2,341	87	228,742	2,562	2,562	2,562	2,562	2,562		
		自家用	3,181	10	5,861	106	16	12,803	278	10	10,168	214	10	11,901	264	6	8,211	153	75	268,630	6,540	127	317,574	7,555	7,555	7,555	7,555	7,555		
	けん引車	営業用	67	5	2,906	31	4	3,339	22	1	1,100	10																		
		自家用	14																											
	被けん引車	営業用	81	5	2,906	31	4	3,339	22	4	4,041	108																		
		自家用	41																											

区分	分	50万円以下の台数	50万円を超える70万円以下のもの				70万円を超える90万円以下のもの				90万円を超える110万円以下のもの				110万円を超える130万円以下のもの				130万円を超える150万円以下のもの				150万円を超えるもの				合計										
			台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額	台数	取得	価額	税額							
自動車税 環境性能割	トラック	貨客兼用車	営業用 自家用 計	14 2,445 2,459	36 20,743 20,743	千円 610 610	千円 17 14,008 409	千円 409 14	千円 14,438 14,438	千円 260 260	千円 10 11,860 79	千円 9 12,359 181	千円 34 55,928 1,466	千円 120 129,336 3,005	千円 14 2,459 2,459	768 5,649 6,417	12 46 58	7,397 26,604 34,001	79 716 795	21 33 54	16,528 26,811 43,339	144 687 831	7 27 34	7,079 27,547 34,626	47 572 619	3 20 23	3,674 23,761 27,435	46 343 389	1 15 16	1,363 20,570 21,933	6 334 340	62 109 171	245,476 324,558 570,034	3,192 8,006 11,198	106 250 356	281,517 449,851 731,368	3,514 10,658 14,172
		バス	営業用 自家用 計	21 54 112	54 1 1	一般乗用 一般乗用外 611	18 18	1	1,054	10	1	1,157	12	1	2	2,211 22	1,302 1,302	12 12	6 9	42,102 47,524	439 537	7 13	43,404 51,648	451 589	43,404 51,648	451 589											
		三輪自動車	営業用 自家用 計	187	1	611	18	1	1,054	10	1	1,157	12	1	1,302	12	9	47,524	537	13	51,648	589	51,648	589	51,648	589											
		性能割	特種用途車	営業用 自家用 計	368 1,003 1,371	6 4 10	3,664 2,369 6,033	65 61 126	16 1 17	13,017 869 13,886	147 26 173	5 1 6	5,061 1,069 6,130	65 32 97	2 2 4	2,335 2,443 4,778	20 73 93	3 3 3	4,328 4,328 4,328	55 55 55	50 59 59	241,897 281,250 3,794	2,857 3,794 99	82 17 99	270,302 316,405 4,338	3,209 1,129 4,338											
		四輪乗用車	営業用 自家用 計	1,379 45,864 47,243	18 780 798	11,061 464,094 475,155	144 13,444 13,588	37 546 583	29,545 436,328 465,873	291 12,423 12,714	13 446 459	13,194 445,443 458,637	122 12,076 12,198	6 244 250	7,166 289,353 296,519	78 7,734 7,812	5 159 164	6,993 220,120 227,113	73 6,040 6,113	118 639 757	529,475 1,658,594 2,188,069	6,488 45,053 51,541	197 2,814 3,011	597,434 3,513,932 4,111,366	7,196 96,770 103,966												
	軽自動車税 環境性能割	四輪乗用車	営業用 自家用 計	119 60,278 60,397	862 862 862	515,276 515,276 515,276	6,833 6,833 6,833	313 313 313	246,561 246,561 246,561	3,586 3,586 3,586	122 122 122	116,461 116,461 116,461	1,961 1,961 1,961	3 2 5	3,314 2,223 5,537	2 44 46	2 2 2	2,846 2,846 2,846	28 28 28	2 2 2	3,603 3,603 3,603	72 72 72	1,303 1,306 1,306	886,970 890,284 12,526	12,524												
		四輪トラック	営業用 自家用 計	368 16,943 17,311	464 464 464	269,964 269,964 269,964	4,924 4,924 4,924	30 30 30	24,749 24,749 24,749	452 452 452	2 2 2	1,846 1,846 1,846	28 28 28	1 1 1	1,785 1,785 1,785	36 36 36	1 1 1	497 497 497	298,344 298,344 298,344	5,440 5,440 5,440	5,440																
		三輪車	営業用 自家用 計	487 77,221 77,708	1,326 785,240 1,326	785,240 11,757 785,240	11,757 343 11,757	343 271,310 343	4,038 1,989 4,038	124 2 124	118,307 1,989 118,307	1,989 2 5	2 2 46	2,223 5,537	44 46 2	2 2 2	2,846 2,846 2,846	28 28 28	3 3 3	5,388 5,388 5,388	108 108 108	1,800 1,803 1,803	1,185,314 1,188,628 1,188,628	17,964 17,966													
		三輪車	営業用 自家用 計	1,866 123,085	18 2,106	11,061 1,249,334	144 25,201	37 889	29,545 707,638 737,183	291 16,461 16,752	13 570 583	13 563,750 576,944	122 14,187	9 246 255	10,480 291,576 302,056	80 7,778 7,858	5 161 166	6,993 222,966 229,959	73 6,068 6,141	118 642 760	529,475 1,663,982 2,193,457	6,488 45,161 51,649	200 4,614 4,814	600,748 4,699,246 5,299,994	7,198 114,734 121,932												
		三輪車	営業用 自家用 計	124,951 124,951	2,124	1,260,395 1,260,395	25,345	926	737,183 16,752	583	16,752	576,944	14,187	255	302,056	7,858	166	229,959 6,141	6,141	760	51,649	4,814	5,299,994	121,932													

(注) 1 「50万円以下の台数」欄には、法第158条及び法第452条の規定により免税点の適用を受けた台数を記載した。

2 「税額」欄には、取得年度に関わらず、令和6年度に調定した金額を記載し、「税額」以外の欄には、令和6年度に取得したものを記載した。

## (2) 自動車税種別割に関する調

区分		賦課期日	賦課期日	②のうち						⑥のうち	⑨のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	⑯のうち	⑯のうち	⑯のうち	⑯のうち	⑯のうち	年度末	
				うち	うち	うち	うち	うち	うち													
		現在	現在	非課税	課税	減免	課税台数	合衆國軍隊の構成員等分の構成員等分	のうち	のうち	のうち	のうち	のうち	のうち	のうち	のうち	のうち	のうち	のうち	のうち	のうち	
		登録台数	登録台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	
業用	1,000cc 以下	19	19						19			144										千円
	1,000cc 超 1,500cc 以下	591	591						591			4,538										646
	1,500cc 超 2,000cc 以下	1,356	1,330						1,330			13,266										1,172
	2,000cc 超 2,500cc 以下	36	33						33			463										40
	2,500cc 超 3,000cc 以下	170	169						169			2,819										165
	3,000cc 超 3,500cc 以下	2	2						2			41										3
	3,500cc 超 4,000cc 以下																					41
	4,000cc 超 4,500cc 以下	4	4						4			108										4
	4,500cc 超 6,000cc 以下	3	3						3			90										2
乗用	6,000cc 超																					64
	小計	2,181	2,151						2,151			21,469										2,055
	1,000cc 以下	24,510	24,207	36	10	972	23,189	54		696,949	440		23,109	35	9	1,003	1,000	21,823	432	8	678,414	
	1,000cc 超 1,500cc 以下	115,118	112,956	324	77	4,883	107,672	1,194		3,819,705	10,565		105,042	304	81	5,064	5,060	98,035	39	3,658,436		
	1,500cc 超 2,000cc 以下	97,398	93,675	692	123	3,566	89,294	2,525		3,616,761	36,831		89,976	623	123	3,749	3,746	82,487	802	3,464,827		
	2,000cc 超 2,500cc 以下	42,157	40,265	226	13	885	39,141	974		1,804,717	18,241		39,531	214	13	930	926	36,623	90	1,737,339		
	2,500cc 超 3,000cc 以下	8,716	7,850	54	117	7,679	319		404,320	5,935		7,861	51	110							6,870	
	3,000cc 超 3,500cc 以下	5,182	4,885	10	1	4,874	202		289,027	3,838		4,794	10	1	1						4,493	
	3,500cc 超 4,000cc 以下	1,800	1,542	2		1,540	46		104,464	874		1,738	2								102,171	
車	4,000cc 超 4,500cc 以下	811	656	2		654	10		54,808	190		733	2								585	
	4,500cc 超 6,000cc 以下	1,282	1,207	4		1,203	19		109,192	418		1,188	3							1,111		
	6,000cc 超	72	72			72			8,411			65								64		
	小計	297,046	287,315	1,350	341	10,306	275,318	5,343		10,908,354	77,332		274,037	1,244	337	10,749	10,732	253,585	432	942	10,464,957	
	1,000cc 以下	22,112	22,111	30	5	718	21,358			532,254			24,510	35	5	812	812	23,663	380	2	562,627	
	1,000cc 超 1,500cc 以下	39,546	39,545	84	12	1,048	38,401			1,170,822			48,331	124	13	1,262	1,262	46,906	71	1,290,934		
	1,500cc 超 2,000cc 以下	25,032	25,032	159	18	672	24,183			869,625			30,871	188	22	793	793	29,847	167	967,002		
	2,000cc 超 2,500cc 以下	9,477	9,477	37	1	245	9,194			391,905			11,884	48	1	284	284	11,550	1,035	439,155		
	2,500cc 超 3,000cc 以下	1,875	1,875	11	16	1,848				91,188			2,405	11	17			2,374	6	102,165		
自家用(旧税率適用分)	3,000cc 超 3,500cc 以下	667	667	7		660			36,969			882	7							874		
	3,500cc 超 4,000cc 以下	215	215			215			13,860			250								250		
	4,000cc 超 4,500cc 以下	24	24			24			1,755			32								32		
	4,500cc 超 6,000cc 以下	45	45			45			3,915			48								48		
	6,000cc 超	11	11			11			1,210			10								10		
	小計	99,004	99,002	328	52	2,683	95,939			3,113,503			119,223	413	58	3,151	3,151	115,554	380	1,289	3,425,810	
	A	398,231	388,468	1,678	393	12,989	373,408	5,343		14,043,326	77,332		395,350	1,657	395	13,900	13,883	371,194	817	2,231	13,911,662	

区分		試課期日	試課期日	②のうち	②のうち	②のうち	差	引	⑥のうち	⑥のうち	試課期日	⑨のうち	⑨のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末		
				現在台数	現在台数	非課税	課税	免除	課税台数	合衆	積雪による軽減税率の適用を受けたもの	の構成	現在	在	⑦に係る	⑧に係る	現在	在	課税	免除	障害者等に係るもの	課税	免除	動力源とするもの	天然ガスを動力源とするもの	電気ハイブリッド車	天然ガスを動力源とするもの	電気ハイブリッド車	ガスを動力源とするもの
		登録台数	登録台数	台数	台数	台数	台数	台数	員等分	調定額	調定額	調定額	登録台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数		
ト レ ・ ト 貨 客 兼 用 車 を 除 < ツ ク ト レ ・ ト 貨 客 兼 用 車	1 ト ン 以 下	186	180						180			1,198																	千円
		1,247	1,225						1,225			11,479																	千円
		1,584	1,565						1,565			19,376																	千円
		685	677						677			10,653																	千円
		74	74						74			1,432																	千円
		46	45						45			1,027																	千円
		174	170						170			4,508																	千円
		180	176						176			5,401																	千円
ト レ ・ ト 貨 客 兼 用 車 を 除 < ツ ク ト レ ・ ト 貨 客 兼 用 車	8 ト ン 超 超	3,707	3,668						3,668			191,118																	千円
		4,843	4,682	37					11	4,634		39,955																	千円
		21,437	20,984	160					35	20,789	4	285,987	128															千円	
		6,269	6,197	71					6,126	9	125,520	215																千円	
		5,154	5,081	75					1	5,005	10	133,444	222															千円	
		471	467	9					458	5	14,087	86																千円	
		223	223	8					215		7,458																	千円	
		380	380	12					368		17,248																	千円	
ト レ ・ ト 貨 客 兼 用 車 を 除 < ツ ク ト レ ・ ト 貨 客 兼 用 車	7 ト ン 超 8 ト ン 以下	417	413	1					412	2	18,527	15																千円	
		1,960	1,944	5					1,939	6	119,496	94																千円	
		49,037	48,151	378					47	47,726	36	1,007,914	760															千円	
		1,017	1,013						1,013		15,661																	千円	
		126	125						125		2,675																	千円	
		1,143	1,138						1,138		18,336																	千円	
		11	11						11		83																	千円	
		904	900						900		62,876																	千円	
ト レ ・ ト 貨 客 兼 用 車 を 除 < ツ ク ト レ ・ ト 貨 客 兼 用 車	被 け ん 引 車	12	10	1					9		48																		千円
		42	40	9					31		316																		千円
		134	131						131		11,041																	千円	
		1,103	1,092	10					1,082		74,364																	千円	
		1,000cc 以下																											千円
		1,000cc 超																											千円
		1,500cc 以下																											千円
		8,443	8,376	71	2	27	8,276	2	119,641	15	8,548	68	1	29	29	8,385												千円	
ト レ ・ ト 貨 客 兼 用 車 を 除 < ツ ク ト レ ・ ト 貨 客 兼 用 車	小 計	20,335	19,791	377	11	108	19,295	15	327,218	284	20,085	371	10	112	112	19,073												千円	
		29,048	28,417	449	13	135	27,820	17	450,135	299	28,884	440	11	141	141	27,693	3											千円	
		80,331	78,798	837	13	182	77,766	53	1,550,749	1,059	79,599	832	11	190	190	77,044	4											千円	

区分		試課期日	試課期現在台数	②のうち非課税台数	②のうち課税台数	②のうち課税免除台数	差引	⑥のうち合衆國軍隊の構成員等分	⑥のうち積雪による軽減税率の適用を受けたもの	試課期日現在登録台数	⑨のうち現に係る登録台数	⑨のうち現在登録台数	年度末現在登録台数	年度末現在登録台数	年度末現在登録台数	年度末現在登録台数	⑯のうち身体障害者等に係るもの	⑯のうち現に係る登録台数	⑯のうち現在登録台数	年度末現在登録台数	⑰のうち電気自動車	⑰のうち天然ガスを動力源とするもの	⑰のうちガソリンハイブリッド車	⑰のうちプラグインハイブリッド車	年度末現在登録台数		
		登録台数	①	台数	台数	台数	台数	員等分	の構成員等分	登録台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数	登録台数	台数	台数	台数	登録台数	台数	台数	台数	登録台数		
バ 業 用 外	一般乗合用	30人以下	90	90						90			1,080				91				6			82		1,028	
		30人超40人以下	50	50						50			725				52				4			50		679	
		40人超50人以下	54	54						54			945				42				38			38		783	
		50人超60人以下	314	314	117					197			3,940				300	117			61			125		2,599	
		60人超70人以下	70	70	4					66			1,485				69	1			28			41		838	
	一般乗合用以外	70人超80人以下	191	191	129					62			1,581				199	131			25			42		973	
		80人超	6	6						6			174				6				2			4		116	
		小計	775	775	250					525			9,930				759	249			126			382		7,016	
		30人以下	251	249						249			6,988				244							245		6,881	
		30人超40人以下	44	44						44			1,478				43							45		1,478	
ス 用 家 用	一般乗用	40人超50人以下	124	123						123			5,016				124							122		4,940	
		50人超60人以下	348	347						347			16,078				339							338		15,845	
		60人超70人以下	77	77						77			4,049				84							84		4,103	
		70人超80人以下	1	1						1			63				1							3		89	
		80人超																								33,336	
	自家用	小計	845	841						841			33,672				835							837			
		30人以下	1,540	1,521	195	214				1,112			38,391				1,476	200	200						1,060		37,728
		30人超40人以下	53	51	16	15				20			869				46	16	9					19		904	
		40人超50人以下	171	169	112	1				56			2,930				173	117	1					54		2,898	
		50人超60人以下	62	59	22					37			2,291				58	21						34		2,256	
	特種用途車	60人超70人以下	21	21	8					13			884				17	5						12		848	
		70人超80人以下	4	4	2					2			163				4	2						2		163	
		80人超	5	5	2					3			274				5	2						3		274	
		小計	1,856	1,830	357	230				1,243			45,802				1,779	363	210						1,184		45,071
		計	3,476	3,446	607	230				2,609			89,404				3,373	612	210	126						2,403	
三 輪 車	自用	普通乗用	16	15						15			117				15							14		115	
		計	16	15						15			117				15							14		115	
合 計	A + B + C + D + E	普通乗用	5,291	5,252						108	5,144		191,856				5,279							108	108	5,143	
		計	19,891	19,638	2,424	284	1,762	15,168	12				206,689	234			14,563	2,411	250	1,797	1,797	9,989					191,706
合計		A + B + C + D + E	501,945	490,365	5,546	920	14,933	468,966	5,408				16,082,141	78,625			498,179	5,512	866	16,121	15,978	465,787	821			2,231	15,852,699

(注) 1 「試課期日現在登録台数」及び「年度末現在登録台数」欄には、自動車登録ファイルに登録されている台数を記載した。

2 「試課期日現在台数」欄には、試課期日現在における課税自動車の台数と「非課税台数」、「課税免除台数」及び「減免台数」欄の合計台数を記載した。

3 「②のうち非課税台数」及び「年度末現在非課税台数」欄には、法第148条により非課税とした自動車の台数を、「②のうち課税免除台数」及び「年度末現在課税免除台数」欄には、条例により全額を課税免除した自動車の台数を、「②のうち減免台数」及び「年度末現在減免台数」欄には、条例により全額を減免した自動車の台数を記載した。

4 「⑥のうち合衆国軍隊の構成員等分」欄には、「合衆国軍隊の構成員等に対する自動車税及び軽自動車税の課税について」(平成11年2月16日自治税企第4号各都道府県知事あて・自治事務次官通達)による税率により課税する合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車について記載した。

5 「⑥のうち積雪による軽減税率の適用を受けたもの」欄には、法第177条の7第3項(法附則第12条の4第2項)に規定する軽減税率の適用を受けた自動車の台数を記載した。

6 「⑯のうち身体障害者等に係るもの」欄には、身体障害者等について全額を減免した自動車台数を記載した。

7 ロータリーエンジン車については、取扱通知第10章17により算出した総排気量区分に応じて記載した。

8 各欄の台数及び調定額は旧法の自動車税及び自動車税種別割を合わせた数値を記載した。

## 8 鉱区税に関する調

区分	総 鉱 区		左のうち非課税鉱区		課税対象鉱区		調定額
	件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	
砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区	試掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	41	百アール	41	百アール	千円
	採掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外					
		石油又は天然ガス鉱区					
砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区		法第180条第1項第2号に規定する鉱区		千メートル		千メートル	
		法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区					
合 計		41			41		2,007

# 9 狩猟税に関する調

区分	税率	狩猟者登録総件数	調定額	
第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者 ① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの ② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの ③ 法附則32条の2第1項に該当するもの ④ 法附則32条の2第2項に該当するもの ⑤ 上記に該当しないもの	16,500円×1/4 16,500円×3/4 16,500円×1/2 16,500円×1/2 16,500円	212 8 75 129	千円 2,809 66 615 2,128
	所得割額の納付を要しない者 ⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの ⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの ⑧ 法附則32条の2第1項に該当するもの ⑨ 法附則32条の2第2項に該当するもの ⑩ 上記に該当しないもの	11,000円×1/4 11,000円×3/4 11,000円×1/2 11,000円×1/2 11,000円	19 1 11 7	143 5 61 77
	課税免除 ⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの ⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの		630 630	
狩猟税関係	所得割額の納付を要する者 ⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの ⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの ⑮ 法附則32条の2第1項に該当するもの ⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの ⑰ 上記に該当しないもの	8,200円×1/4 8,200円×3/4 8,200円×1/2 8,200円×1/2 8,200円	5 1 4	37 4 33
	所得割額の納付を要しない者 ⑯ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの ⑯ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの ⑯ 法附則32条の2第1項に該当するもの ⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの ⑯ 上記に該当しないもの	5,500円×1/4 5,500円×3/4 5,500円×1/2 5,500円×1/2 5,500円		
	課税免除 ⑯ 法附則第32条第1項に該当するもの ⑯ 法附則第32条第2項に該当するもの		14 14	
わな猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者 ⑯ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの ⑯ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの ⑯ 法附則32条の2第1項に該当するもの ⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの ⑯ 上記に該当しないもの	8,200円×1/4 8,200円×3/4 8,200円×1/2 8,200円×1/2 8,200円	94 3 14 77	701 12 58 631
	所得割額の納付を要しない者 ⑯ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの ⑯ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの ⑯ 法附則32条の2第1項に該当するもの ⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの ⑯ 上記に該当しないもの	5,500円×1/4 5,500円×3/4 5,500円×1/2 5,500円×1/2 5,500円	5 1 4	25 3 22
	課税免除 ⑯ 法附則第32条第1項に該当するもの ⑯ 法附則第32条第2項に該当するもの		241 241	
第二種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者 ⑯ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの ⑯ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの ⑯ 法附則32条第1項に該当するもの ⑯ 法附則32条第2項に該当するもの ⑯ 法附則32条の2第1項に該当するもの ⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの ⑯ 上記に該当しないもの	5,500円×1/4 5,500円×3/4 5,500円×1/2 5,500円×1/2 5,500円	17 8 1 2 6	41 3 5 33
① ~ ⑯ の合計		計	1,237	3,756

# 10 軽油引取税に関する調査

## (1) 軽油の引取数量等

区分		数量・件数
引取数量	①	537,036 キロリットル
課税対象とならない数量	②	143,819
差引	①-② ③	393,217
欠減	特約業者分 1/100 元売業者分 0.3/100 計 ④	3,448 145 3,593
課税標準量	③-④ ⑤ 燃料炭化水素油の販売量(法144の2③) 【課税対象とならない数量】 申告 軽油又は燃料炭化水素油の販売量(法144の2④) 【課税対象とならない数量】 納付 炭化水素油の消費量(法144の2⑤) 【課税対象とならない数量】 付等 みなす課税された軽油の消費・譲渡量(法144の3①V) 【課税対象とならない数量】 等の分 みなす課税された軽油の輸入量(法144の3①VI) その他 【課税対象とならない数量】 計 ⑥ 【課税対象とならない数量の計】 ⑦	389,624
課税標準量 ⑥-⑦ ⑧ 合計 ⑤+⑧		1,472 391,096
特別徴収義務者数等	元売業者 登録数 事務所等の数 特約業者 登録数 事務所等の数 計 登録数 事務所等の数 仮特約業者 登録数 事務所等の数 その他の者 登録数 事務所等の数	18 12 44 127 279 44 145 291

(注) 1 「引取数量」欄には、法第144条の2第1項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者の現実の納入を伴う引取りに係る軽油の数量を記載した。

2 「課税対象とならない数量」欄には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数税証による引取数量、合衆国軍隊等の引取り及び「外国公館等において暖房用ボイラーに使用され軽油に対する軽油引取税の免除について」(平成元年12月28日付け自治府第103号(自治省税務局长通達))に係る免税軽油の数量の合計を記載した。

3 「特別徴収義務者数等」欄には、令和7年2月末日現在により記載した。「本店の数」欄には、県内における主たる事務所又は事業所の数を記載した。また、「登録数」欄には、法第144条の15第2項の規定により登録した元売業者又は特約業者ごとの数を記載した。例えば、県内に同一元売業者又は特約業者に係る登録が複数ある場合は、1と計上した。さらに、「事務所の数」欄には、県内に所在するすべての事務所又は事業所の数(主たる事務所又は事業所を含)を記載した。

## (2) 課税免除措置の対象となる軽油

区分	免 税 使 用 数	税 油 者 等	数量	みなす課税		引取課税		普通徴収		通告処分・告発
				件数	税額	件数	税額	件数	税額	
法第百四十四条の五 輸出課税済 小計 A	52	54,506	キロリットル			千円		千円		千円
法第百四十四条の六 石油化学製品製造業										
法附則第十二条の二の七第五項関係 法附則第十二条の二の七第六項関係 法附則第十二条の二の七第七項関係 アメリカ合衆国軍隊関係 外国公館等の暖房用ボイラー関係										
合計 A+B+C+D+E+F+G	8,856	143,819	1	7						

(注)

- 「課税済」欄には、法第144条の5第2号に係るものを記載した。
- 「林業等」欄には、素材生産業を含む。
- 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和7年2月末日現在における該当特約業者の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和7年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。
- 「みなす課税」欄には、法第144条の3第1項第3号又は第4号の規定により課税した件数及び税額を記載した。
- 「普通徴収」欄には、法第144条の22第4項及び第144条の25第5項の規定により課税した件数及び税額を記載した。

## 11 徴 収 状 況 に 関 す る 調

区 分	調 定 額 ①		納 期 内 収 入 額 ②			滯 納 額 ① - ② ③			滯 納 額 ③ の う ち 整 理 濟 額					
	件 数	税 額	件 数	左 の う ち 証 紙 徴 収 に 係 る も の	税 額	左 の う ち 証 紙 徴 収 に 係 る も の	件 数	左 の う ち 徵 収 猶 予 等 に 係 る も の	税 額	左 の う ち 徵 収 猶 予 等 に 係 る も の	任 意 徵 収 ④		差 押 徵 収 ⑤	
											件 数	左 の う ち 徵 収 猶 予 等 に 係 る も の	税 額	
現 年 課 税 分	法人県民税	32,640	2,616,869	28,518		千円	千円	4,122		千円	千円	3,831	99,439	6 115
	法人事業税	17,359	29,224,363	14,976		28,605,994		2,383		618,369		2,283	583,829	2 128
	個人事業税	12,547	1,084,519	10,979		973,803		1,568		110,716		1,427	94,306	6 386
	不動産取得税	16,262	2,179,800	14,782		2,015,713		1,480		164,087		1,372	151,152	8 445
	自動車税 環境性能割 自動車税 種別割	18,827	1,440,588	18,826	10,257	1,440,560	819,935	1		28		50,399	1,016,409	115 3,758
	軽油引取税	499,825	15,852,699	448,070	18,063	14,786,525	314,410	51,755		1,066,174		351	5,321,683	4,971,803
	その他の県税	1,766	12,554,176	1,414		7,195,375		352	214	5,358,801	5,008,921	48	14,454	14,454
	計 A	10,129	28,908,210	10,081		28,893,756		48		14,454		213	7,281,272	4,971,803
	滞納繰越分 B	609,355	93,861,224	547,646	28,320	86,421,757	1,134,345	61,709	214	7,439,467	5,008,921	59,711	137	4,832
合 計 A + B		612,585	94,009,826	547,646	28,320	86,421,757	1,134,345	64,939	214	7,588,069	5,008,921	60,821	213	7,328,807
														214 10,734

区 分	滯納額③のうち整理済額		收 入 計 ②+④+⑤	⑥ の う ち 還 付 未 濟 額		欠 損 处 分 ⑦	整 理 未 濟 額 ①-⑥+⑦-⑧		⑨	
	差 押 徴 収 ⑤	⑥		⑦	⑧		⑨			
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額		
現 年 課 税 分	法人県民税	37	1,377	32,392	2,610,962	千円	21	398	227 5,509	⑨
	法人事業税	13	6,352	17,274	29,196,303		4	126	81 27,934	
	個人事業税	23	1,529	12,435	1,070,024				112 14,495	
	不動産取得税	10	559	16,172	2,167,869		1	257	89 11,674	
	自動車税 環境性能割 自動車税 種別割	171	6,776	18,826	1,440,560				1 28	
	軽油引取税			498,755	15,813,468		1	10	1,069 39,221	
	その他の県税			1,765	12,517,058				1 37,118	
	計 A	254	16,593	607,748	93,724,454		27	791	1,580 135,979	
	滞納繰越分 B	144	6,673	1,331	60,110		185	11,779	1,714 76,713	
合 計 A + B		398	23,266	609,079	93,784,564		212	12,570	3,294 212,692	

(注)

- 個人県民税(均等割及び所得割) 及び地方消費税を除くその他の県税について、令和7年5月末日現在により記載した。
- 「調定額」及び「納期内収入額」の「件数」は、納期を2期に分けて徴収する税(例 個人事業税)については2件とし、また、申告納付又は申告納入に係る税(例 法人事業税、軽油引取税)については、申告書の提出があったものについてそれぞれ1件として記載した。
- 分割納入となった場合の件数は、最終の納付があったとき1件とした。
- 納期内収入額②の「左のうち証紙徴収に係るもの」欄には、法第162条第1項及び法第177条の11第4項の規定により徴収した件数及び税額を記載した。
- 滯納額③及び任意徴収④の「左のうち徴収猶予等に係るもの」欄には、第144条の29第1項の規定により徴収猶予した軽油引取税の件数及び税額を記載した。
- 過誤納金で充当したものは、任意徴収とした。
- 「滯納処分徴収」欄には、公売処分による徴収及び交付要求又は参加差押による徴収額を記載した。

## 12 整理未済額の内訳

区分	件数	税額
財産差押額①	87	8,079
換価猶予額②	375	14,633
滞納処分の停止額③	22	1,152
徴収猶予額④	1	37,118
徴収嘱託額⑤		
交付要求額⑥	71	3,347
⑥のうち参加差押に係るもの		528
分納誓約額⑦		
その他の⑧	2,738	148,363
計	3,294	212,692

(注) 1 1件の滞納額につき2以上の処分がなされているものについては、上から順次該当させて、重複しないように記載した。

2 「財産差押額」には、換価猶予又は徴収猶予に係る財産差押額は含めていない。

## 13 産業振興等に係る地方税の減免額に関する調

区分	過疎法等に基づく地方交付税の基準財政				収入額の控除の対象となる減免額			
	過疎法	企業立地促進法	地域未来投資促進法	半島振興法	原発地域振興法	地域再生法	計	
事業税	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
個人								
法人	1,610				828		2,438	
不動産取得税	14,721		35,355		1,241		51,317	
固定資産税(特例分)								
計	16,331		35,355		2,069		53,755	

## 14 地方税に関する争訟に関する調

### (1) 不服申立て

区分	要処理件数			処		理済件数				翌年度への繰越
	前年度から の繰越	本年度発生	合計	却下	棄却	一部取消	全部取消	取下	合計	
賦課	個人事業税 不動産取得税 軽油引取税 その他の税	1	1						1	
徴収	上記以外									
	合計	1	1						1	

### (2) 訴訟

区分	前年度末 係属件数 ①	当該年度中 発生件数 ②	計 ①+② ③	①の事件発生年度別内訳						当該年度中 の完結件数 ④	④の完結事由別内訳						当該年度末 係属件数 ③-④ ⑤	⑤の係属審級別内訳		
				30以前	R1	2	3	4	5		取下	却下	和解	勝訴	一部敗訴	敗訴		1審	2審	3審
賦課	個人事業税 不動産取得税 軽油引取税 その他の税																			
徴収	滞納処分 その他の その他																			
	合計																			

## 15 犯則事件に関する調

区分	前年度からの繰越件数	犯則摘発		通告処分		通告履行		告発		不問		通知処分件数	時効完成件数	翌年度への繰越件数			
		処未	分済	件数	左の脱税額	件数	左の脱税額	通告額	件数	履行額	件数	左の脱税額			件数	左の脱税額	
軽油	法144条の22 〔両罰規定による行為者に対するもの〕				千円			千円	千円		千円				千円		
引取	法144条の25 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																
税	法144条の33第1項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																
	法144条の33第2項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																
	法144条の33第3項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																
	法144条の41第1項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																
	法144条の41第2項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																
	その他の罪 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																
	計 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																
その他他の税	計 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																
合	計 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																

# 16 延滞金等に関する調

## (1) 延滞金等

区分		延滞金	還付加算金 (充当したものと含む。)
件数		5,306	1,003
金額		61,555 千円	4,418 千円

## (2) 過少申告加算金等

区分	過少申告加算金			不申告加算金			重加算金			合計		
	件数	金額	千円	件数	金額	千円	件数	金額	千円	件数	金額	千円
法人事業税	61	697	千円	73	818	千円	223	17,675	千円	357	19,190	千円
ゴルフ場利用税										0	0	
軽油引取税	1	6								1	6	
その他	1	7		7	32					8	39	
計	63	710	千円	80	850	千円	223	17,675	千円	366	19,235	千円

## 17 徴税費に関する調 (累年比較)

(単位: 千円)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
税収入	予算額(イ)	144,586,888	152,067,039	146,448,240	146,755,066	150,339,151
	調定額(ロ)	148,191,472	153,932,428	148,198,735	148,628,491	153,429,468
	収入額(ハ)	146,191,197	152,435,844	146,864,644	147,377,075	152,186,023
人件費	職員給	580,183	596,827	599,286	596,843	618,263
	諸手当	22,161	23,349	26,734	22,748	26,642
	税務特別手当	842	740	742	803	745
	その他の手当	293,583	294,507	297,862	294,873	308,101
	小計	316,586	318,596	325,338	318,424	335,488
	その他の人件費	217,047	205,218	207,762	204,161	215,065
	計	A	1,113,816	1,120,641	1,132,386	1,119,428
徴税費	旅費	B	1,902	1,983	3,781	5,706
	需用費		61,642	63,648	63,997	68,087
	通信運搬費		51,003	50,653	50,417	51,329
	備品購入費		186	150	291	467
	その他の		44,020	47,491	58,303	76,715
	計	C	156,851	161,942	173,008	196,598
	個人県民税徴収扱費		1,893,613	1,885,591	1,864,128	1,859,630
費取扱費等	内訳		1,826,874	1,815,324	1,794,856	1,791,245
	納税義務者数分		391	444	421	236
	払込金額分		66,348	69,823	68,851	68,149
	その他の		87,076	81,316	70,882	69,414
	地方消費税徴収扱費		2,699	2,714	2,681	2,655
	納税貯蓄組合補助金		328,472	327,205	337,076	329,206
	特別徴収義務者に対する交付金等					312,565
内訳	特別地方消費税					
	ゴルフ場利用税					
	軽油引取税		328,472	327,205	337,076	329,206
	その他の		2,130	1,930	2,066	2,141
計		D	2,313,990	2,298,756	2,276,833	2,263,046
合計		(二)	3,586,559	3,583,322	3,586,008	3,584,778
						3,653,871

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
税収入に対する 徴税費の割合	対予算額 <u>(二) (イ)</u>	% 2.48	% 2.36	% 2.45	% 2.44	% 2.43
	対調定期額 <u>(二) (ロ)</u>	2.42	2.33	2.42	2.41	2.38
	対収入額 <u>(二) (ハ)</u>	2.45	2.35	2.44	2.43	2.40
徴税吏員等数	吏員(ホ)	人 166	人 171	人 171	人 170	人 169
	会計年度任用職員等	10	9	9	12	12
徴税吏員1人当たり徴税額	<u>(ハ) (ホ)</u>	千円 880,670	千円 891,438	千円 858,858	千円 866,924	千円 900,509
徴税吏員1人 当たり徴税費	人件費 <u>A+B (ホ)</u>	6,721	6,565	6,644	6,618	6,945
	物件費 <u>C+D (ホ)</u>	14,885	14,390	14,327	14,468	14,676
	計 <u>(二) (ホ)</u>	21,606	20,955	20,971	21,087	21,621
県税事務所等数		6	6	6	6	6

(注) 1 徴税吏員数は各年度末日現在の職員数によった。ただし、会計年度任用職員等については勤務月数の合計数を12で除して得た数を記載した。

2 諸手当中「その他の手当」欄には、扶養手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等について記載した。

3 「その他の人件費」欄には、共済組合負担金等人数割によって算出したもの及び会計年度任用職員等のため支出した人件費等を記載した。

## 18 税務機構に関する調

### 事務別税務職員配置数

区分	総務関係		直税関係		間税関係		徴収関係		合計	
	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等
本庁	人 18	人 1	人 3	人	人 1	人	人 1	人	人 23	人 1
事務所等	24		54	2	15	2	53	7	146	11
計	42	1	57	2	16	2	54	7	169	12